

徳川林政史研究所蔵 尾張徳川家文書目録(十七)

凡 例

- 一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「尾張徳川家文書」について収録したものである。「尾張徳川家文書」は、現在、「尾一」～「尾八」の文書群で構成されており、そのうち「尾一」～「尾四」は、昭和一〇年（一九三五）に財団法人尾張徳川黎明会（現在の公益財団法人徳川黎明会）によって開設された蓬左文庫において整理・分類されたもので、「尾五」～「尾八」は、その後当研究所において整理された文書群である。本号では「尾張徳川家文書目録」（十七）として、「尾五」の文書群のうち、史料番号五〇九―一～五〇九―一〇を収録した。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することが困難であるため、「尾一」～「尾八」までの文書群を複数回に分けて掲載していくことにする。
- 一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④作成者（または差出↓宛所、⑤形態、⑥数量、⑦備考の七項目を採録した。
- 一 番号は、原則として、過去に蓬左文庫によって付された枝番号形式の番号を使用したのが、一部については、以前に当研究所において付された番号を使用したものもある。本目録の配列は、この番号の順序にしたがっている。なお、史料の配列や出納・閲覧の都合上、欠番号はそのままにしてある（本号の目録では欠番号はない）。
- 一 表題は、原則として内題（巻頭題）を採用し、外題を（ ）付きで直後に示した（なお、内題と外題が同じ場合には、（ ）の表記は省略した）。また、表題のみでは内容の把握が困難と考えられる史料については、必

要にに応じて表題の直後に（ ）付きで内容に関する補記を行った。

- 一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日（内容年）を示すことにし、目録作成時に推定した部分については、（ ）を付けて適宜表記した。また、年次記載がなくても、おおよその作成年代がわかる場合には、（安政年間）、（江戸末期）、（明治初年）などと付して、該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には、（年不詳）とした。刊本・写本の場合は、その史料が刊行または、書写された時点の年次を表記し、刊本のうち、後印本であることが明らかな場合のものについては、初版年次に続いて（ ）付きで後印年次を記した。
- 一 形態については、縦（縦帳）・横（横長帳）・横半（横半帳）・状（切紙・続紙・折紙）・鋪（絵図）・綴（作成契機の異なる複数の史料を綴ったもの）・帖（折本）・卷子などと示した。小型本については、「横・小」「縦・小」などと表記した。
- 一 数量は、出納・閲覧の便宜を考慮して、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での冊数を採用した。
- 一 備考には、史料の概略や別題、史料の中に挟み込まれた書状・書付・絵図面および綴じ込まれた文書の有無、欠本、合綴、改装の状態など、必要と思われる事柄を*印・※印を付けて適宜記した。
- 一 複数におよぶ冊子で構成されている史料については、出納や閲覧の便宜のため、原則として各冊ごとの細目を掲載した。細目の各項目における配列は、表題・年月日・作成者（または差出↓宛所・形態・備考（冒頭に※を付した）の順とし、それぞれを二字アキで示したが、該当する項目に記載がない場合には、省略して表記している。

一 本目録は、当研究所で過去に採録したカードを基礎とし、これに今回の目録に際して改めて実施した内容調査の結果を加えて構成した。なお、本目録は、平成二二年度～同二八年度に行った研究員・非常勤研究員・研究生による夏季・春季集中史料整理の成果に拠っている。調査参加者は、太田尚宏(主任研究員・当時)・白根孝胤(研究員、当時)、石山秀和・浦井祥子・栗原健一・坂本達彦・渋谷葉子・清水聡・滝口正哉・田原昇・中村洋子・西光三・藤田英昭・宮原一郎・吉成香澄(以上、非常勤研究員・当時含む)、池ノ谷匡祐・出野雄也・井浪直人・上野恵・萱場真仁・桐生海正・小宮山敏和・櫻庭茂大・柴田愛・高田綾子・高橋伸拓・高山慶子・塚田沙也加・仲泉剛・西田安里・根岸美季・芳賀和樹・橋本佐保・藤井明広・松本剣志郎・宮坂新・山崎久登・横山考之輔(以上、非常勤研究生・当時含む)の三八名である。内容調査、データ入力、および原稿化作業は藤田英昭(研究員)が担当した。

尾張徳川家歴代藩主一覽

代	諱	生没年月日	藩主就任期間	諡号 院号	実父 生母	正室(簾中) 継室
1	義直	慶長五年十一月二八日 慶安三年五月七日	慶長一二年閏四月二六日 慶安三年五月七日	敬公	徳川家康 御龜(相應院)	春姫(高原院、浅野幸長女)
2	光友	寛永二年七月二九日 元禄一三年一〇月一六日	慶安三年六月二八日 元禄六年四月二五日(隠居)	正公	義直 尉(歿喜院)	千代姫(靈仙院、徳川家光女)
3	綱誠	慶安五年八月二日 元禄一二年六月五日	元禄六年四月二五日 元禄一二年六月五日	誠公	光友 千代姫(靈仙院)	新君(瑩珠院、広幡忠幸女)
4	吉通	元禄二年九月一七日 正徳三年七月二六日	元禄一二年七月一日 正徳三年七月二六日	立公 円覚院	綱誠 下総(本寿院)	輔君(瑞祥院、九条輔実女)
5	五郎太	宝永八年一月九日 正徳三年一〇月一八日	正徳三年八月二九日 正徳三年一〇月一八日	達公 真巖院	吉通 輔君(瑞祥院)	
6	継友	元禄五年二月八日 享保一五年一〇月二七日	正徳三年一月一日 享保一五年一月二七日	暁公 晃禪院	綱誠 和泉(泉光院)	安己君(光雲院、近衛家熙女)
7	宗春	元禄九年一〇月二六日 明和元年一〇月八日	享保一五年一月二八日 元文四年一月二三日(隠居)	暁公 章善院	綱誠 梅津(宣揚院)	
8	宗勝	宝永二年六月二日 宝暦一一年六月二四日	元文四年一月三日 宝暦一一年六月二四日	戴公 賢隆院	松平友著 繁(円珠院)	三姫(宝蓮院、徳川吉通女)
9	宗睦	享保一八年九月二〇日 寛政一一年一二月二四日	宝暦一一年八月五日 寛政一一年一二月二四日	明公 天祥院	宗勝 嘉代(英巖院)	好君(転陵院、近衛家久女)
10	齐朝	寛政五年八月二三日 嘉永三年五月一三日	寛政一二年一月二九日 文政一〇年八月一五日(隠居)	順公	一橋治国 彰君(乘蓮院)	淑姫(清湛院、徳川家齐女)
11	齐温	文政二年五月二九日 天保一〇年三月二六日	文政一〇年八月一五日 天保一〇年三月二六日	僖公 良恭院	徳川家齐 瑠璃(青蓮院)	愛姫(琮樹院、田安齐匡女) 福君(俊恭院、鷹司政熙女)
12	齐荘	文化七年六月一三日 弘化二年七月二〇日	天保一〇年三月二六日 弘化二年七月二〇日	懿公 大覚院	徳川家齐 蝶(速成院)	猶姫(貞慎院、田安齐匡女)
13	慶臧	天保七年六月一五日 嘉永二年五月七日	弘化二年八月二六日 嘉永二年五月七日	欽公 顕曜院	田安齐匡 れい(青松院)	
14	慶勝	文政七年三月一五日 明治一六年八月一日	嘉永二年六月四日 安政五年七月五日(隠居)	文公 賢徳院	松平義建 規姫(真證院)	矩姫(貞徳院、丹羽長富女)
15	茂徳	天保二年五月二日 明治一七年三月六日	安政五年七月五日 文久三年九月一三日(隠居)	顕樹院	松平義建 みさを(陽清院)	政姫(崇松院、丹羽長富女)
16	義宜	安政五年五月二四日 明治八年一二月二四日	文久三年九月一三日 明治八年一二月二四日	靖公 隆徳院	慶勝 多満(禎正院)	

※「御家御統帳」「御日記」「御記録」(徳川林政史研究所蔵)、「尾張徳川家系譜」(「名古屋叢書三編」第一卷より作成。なお、系譜・家譜によつて生没年月日に若干の相違がある。なお、一六代義宜は当主であつた期間を記す。

番号表題

尾上五九一 (徳川家文書)

年月日 (文化元年) 文政五年

作成者(差出)宛所

形態・数量 横綴 一

- ① 手形枚通之覚(正徳)天明年間田畑売却ニ付 文化元年子三月二八日 木全惣左衛門↓
 - ② 指上申添証文之事(御役所金五百兩拝借ニ付) 文化元年子三月 御伽羅油司庄兵衛[㊤]↓御小納戸御役所
 - ③ 拝借仕候金子之事(金五百兩拝借ニ付) 文化元年子三月二八日 中嶋郡西萩原村借主 木全惣左衛門[㊤]外三名↓御小納戸御役所
 - ④ 覚(濃州石津郡福江村松原新田田畑書上) 文化七年午九月 福江村請扣書人主 伊藤惣十郎[㊤]外一名↓御小納戸御役所
 - ⑤ 覚(知多郡古見村百姓共扣地所書入御役所金五百兩拝借ニ付) 文化一〇年酉二月 御勘定所[㊤]↓御小納戸御役所
 - ⑥ 覚(愛知郡鳴海村借金増長取立のため地所書入御役所金千五百兩拝借ニ付) 文化一〇年酉二月 御勘定所[㊤]↓御小納戸御役所
 - ⑦ 乍恐奉願上候御事(都合千三百兩拝借仕度ニ付) 文化一一年戌正月 濃州石津郡福江村請扣願主 伊藤惣十郎[㊤]↓御小納戸御役所
 - ⑧ 濃州石津郡福江村字野新田反別并枝郷沼分新田反別取米之詔 文化一二年戌正月 濃州石津郡福江村請扣願主 伊藤惣十郎[㊤]外六名・枝郷沼分新田庄屋 安立勘兵衛[㊤]外四名↓御小納戸御役所
 - ⑨ 拝借仕候御金之事(金千三百兩拝借ニ付) 文化一一年戌二月 濃州石津郡福江村 拝借主 伊藤惣十郎[㊤]外七名、沼分新田庄屋兵右衛門[㊤]外一名↓御小納戸御役所
 - ⑩ 拝借仕候御金之事(小沢市左衛門拝借返上滞金千百貳兩三分四匁分九厘取立方之儀ニ付) 文化一二年亥七月 込野村証人溝口村定四郎[㊤]外一四名↓御小納戸御役所
 - ⑪ 拝借仕候御金之事(岐阜表住居出口新左衛門御用代前借分返上滞難決ニ付) 文化一三年子一二月 愛知郡中野高畑村庄屋繁威[㊤]外二六名↓御小納戸御役所
- ※下ヶ札あり。
- ⑫ 拝借仕候御金之事(御役所金五百兩拝借ニ付) 中嶋郡阿古井村地主 拝借主 川嶋次郎左衛門[㊤]外五名↓御小納戸御役所
 - ⑬ 拝借仕候御金之事(大吉新田御引当御役所御新田金三百兩拝借ニ付) 文化一四年丑一二月 拝借主 石黒丹下[㊤]外二名↓御小納戸御役所
 - ⑭ 拝借仕候御金之事(御役所金五百兩拝借ニ付) 文化一四年丑一二月 知多郡村木村 拝借主 濱嶋惣助[㊤]外六名↓御小納戸御役所
 - ⑮ 拝借仕候御金之事(御役所金千三百兩拝借ニ付) 文化一四年丑七月 愛知郡諸輪村庄屋 拝借主 勘右衛門[㊤]外五名↓御小納戸御役所
 - ⑯ 拝借仕候御金之事(御役所金六百兩拝借ニ付) 文化一四年丑一二月 春日井郡岩崎村 拝借主 甚右衛門[㊤]↓御小納戸御役所
 - ⑰ 乍恐奉願上候御事(追々困窮御役所金千兩拝借ニ付) 文化一四年丑一二月 春日井郡岩崎村 甚右衛門[㊤]↓御小納戸御役所
 - ⑱ 拝借仕候御金之事(御役所金四百兩拝借ニ付) 文化一四年丑一二月 春日井郡平田村地主 拝借主 友右衛門[㊤]外一七名↓御小納戸御役所
 - ⑲ 拝借仕候御金之事(御役所金五百五拾兩拝借ニ付) 文化一四年丑一二月 春日井郡西杉村 拝借主 孫右衛門[㊤]外一七名↓御小納戸御役所
 - ⑳ 拝借仕候御金之事(御役所金五百兩拝借ニ付) 文化一四年丑七月 春日井郡豊場村藏吉[㊤]外四名↓御小納戸御役所
- ※下ヶ札あり。細目^㉗と関連。
- ㉑ 覚(濃州土岐郡平岩村弥左衛門御役所金百五拾兩拝借ニ付) 文化一四年丑一二月 御勘定所[㊤]↓御小納戸御役所
 - ㉒ 拝借仕候御金之事(御役所金五百兩拝借ニ付) 文化一四年丑一二月 愛知郡北一色村地主 願主 源藏[㊤]外一〇名↓御小納戸御役所
 - ㉓ 拝借仕候御金之事(御役所金三百兩拝借ニ付) 文化一四年丑一二月 春日井郡法成寺村 拝借主 平八[㊤]外六名↓御小納戸御役所

24 乍恐奉再願候御事(役所金千兩拝借ニ付) (文化一四年)丑七月 大高村 拝借主 山口源兵衛[㊤]↓御小納戸 御役所

25 乍恐奉願上候御事(役所金千兩拝借ニ付) (文化一四年)丑七月 大高村 拝借主 山口源兵衛[㊤]↓御小納戸 御役所

26 乍恐御達申上候御事(春日井郡平田村孫四郎初六人役所金拝借御願ニ付) (文化一四年)丑一二月 同郡下之郷村 庄屋 政右衛門[㊤]↓御小納戸 御役所

※「平田村地所改ニ付下之郷村庄屋分差出候書付」と記載された紙が貼り付けられている。

27 乍恐奉願上候事(御役所金五百兩拝借ニ付) (文化一四年)丑六月 竹皮屋 治郎八[㊤]↓御小納戸 御役所

※治郎八は春日井郡豊場村蔵吉と入魂とのこと。細目^㉔と関連。

28 (御役所御新田金四拾兩借用証文) 文政五年午一二月 近松三十郎[㊤]↓御小納戸 御役所

※近松三十郎は高二五〇石。知行所春日井郡下飯田村(大御代官支配)の内を引当のこと。

鼻五九二 (徳川家文書 二) 御小納戸金借用証文 (文化元年) 文政四年

① 拝借仕候御金之事(御役所金貳百五拾兩拝借ニ付) 文化一四年丑一二月 海東郡小津村 拝借主 与左衛門[㊤]外一七名↓御小納戸 御役所

② 拝借仕候御金之事(御役所金五千兩拝借ニ付) 文政元年寅一二月 水口屋 伝兵衛[㊤]外五名↓御小納戸 御役所

③ 借入申金子之事(御役所金貳百兩ニ付) 文政二年卯一二月 寺社奉行所[㊤]↓御小納戸 御役所

④ (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政三年辰一二月 魚住半右衛門[㊤]↓御小納戸 御役所

※下ヶ札あり。魚住半右衛門は二〇〇石。知行所葉栗郡大毛村(北方御代官支配)の内を引当のこと。

⑤ (御役所御新田金廿五兩借用証文) 文政三年辰一二月 西村兵右衛門伊[㊤]↓御小納戸 御役所

※西村兵右衛門は高一〇〇石。知行所春日井郡児玉村(大御代官支配)の内を引当のこと。

⑥ 拝借仕金子之事(金百六拾兩拝借ニ付) 文政三年辰一二月 御武具屋 惣左衛門[㊤]外七名↓御小納戸 御役所

※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。

⑦ (御役所御新田金三百貳拾兩借用証文) 文政三年辰一二月 渡辺半十郎[㊤]↓御小納戸 御役所

※下ヶ札あり。渡辺半十郎は高二〇〇石。知行所愛知郡五女子村(大御代官支配)の内を引当のこと。

⑧ (御役所御新田金三拾五兩借用証文) 文政三年辰一二月 黒田六一郎[㊤]↓御小納戸 御役所

※下ヶ札あり。黒田六一郎は二五〇石。知行所丹羽郡北小淵村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。

⑨ (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政三年辰一二月 野呂瀬主税介[㊤]↓御小納戸 御役所

※野呂瀬主税介は高四〇〇石。知行所春日井郡九之坪村(清須御代官支配)の内を引当のこと。

⑩ (御役所御新田金八拾兩借用証文) 文政三年辰一二月 鈴木佐吉[㊤]↓御小納戸 御役所

※鈴木佐吉は高一五〇石。知行所愛知郡米野村(大御代官支配)の内を引当のこと。

⑪ (御役所御新田金貳百兩借用証文) 文政三年辰一二月 水野内蔵[㊤]↓御小納戸 御役所

※下ヶ札あり。水野内蔵は高一二六〇石。知行所知多郡河和村(鳴海御代官支配)の内を引当のこと。

⑫ (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政三年辰一二月 外岡甚大夫[㊤]↓御小納戸 御役所

※下ヶ札あり。外岡甚大夫は高一五〇石。知行所春日井郡下末村(水野御代官支配)の内を引当のこと。

年月日

作成者(差出↓宛所)

- ⑬ (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政三年辰一二月 桜井内記[㊟]↓御小納戸御役所
※下ケ札あり。桜井内記は高七〇〇石。知行所中嶋郡堀之内村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑭ (御役所御新田金七拾兩借用証文) 文政三年辰一二月 筒井瀬兵衛[㊟]↓御小納戸御役所
※下ケ札あり。筒井瀬兵衛は高一〇〇石。知行所春日井郡鍋屋上野村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑮ (御役所御新田金百兩借用証文) 文政三年辰一二月 川澄平三郎[㊟]↓御小納戸御役所
※下ケ札あり。川澄平三郎は一五〇石。知行所春日井郡三測村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑯ (御役所御新田金拾兩借用証文) 文政三年辰一二月 岩田金之丞[㊟]↓御小納戸御役所
※下ケ札あり。岩田金之丞は高五〇〇石。知行所中嶋郡妙興寺村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑰ (御役所御新田金拾兩借用証文) 文政三年辰一二月 堀田弥右衛門[㊟]↓御小納戸御役所
※下ケ札あり。堀田弥右衛門は高三五〇石。知行所春日井郡二子村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑱ (御役所御新田金九拾兩借用証文) 文政四年巳二月 稲葉七藏[㊟]↓御小納戸御役所
※下ケ札あり。稲葉七藏は高四〇〇石。知行所中嶋郡小池正明寺村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑲ (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政四年巳二月 塚田多門[㊟]↓御小納戸御役所
※塚田多門は高一五〇俵。
- ⑳ (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政四年巳二月 丹羽武六郎[㊟]↓御小納戸御役所
※下ケ札あり。丹羽武六郎は高三〇〇石。知行所春日井郡法成寺村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- ㉑ (御役所御新田金百兩借用証文) 文政四年巳正月 安井弥三郎[㊟]↓御小納戸御役所
※下ケ札あり。安井弥三郎は高三〇〇石。知行所海東郡花長村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- ㉒ (御役所御新田金借用証文) 文政四年巳二月 服部栄治[㊟]↓御小納戸御役所
※前欠。服部栄治は高一五〇石。
- ㉓ (御役所御新田金三拾兩借用証文) 文政四年巳二月 水野與右衛門[㊟]↓御小納戸御役所
※水野與右衛門は高四〇〇石。知行所丹羽郡上奈良村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。
- ㉔ (御役所御新田金百兩借用証文) 文政四年巳二月 渡辺兵七郎[㊟]↓御小納戸御役所
※下ケ札あり。渡辺兵七郎は高四〇〇石。知行所海西郡早尾村(鶴多須御代官支配)の内を引当のこと。
- ㉕ (御役所御新田金三十兩借用証文) 文政四巳二月 中村紋三郎[㊟]↓御小納戸御役所
※下ケ札あり。中村紋三郎は高一五〇石。知行所中島郡本神戸村(北方御代官支配)の内を引当のこと。
- ㉖ (御役所御新田金三拾兩借用証文) 文政四年巳二月 山澄将監[㊟]↓御小納戸御役所
※山澄将監は高四〇〇石。知行所春日井郡上野村(水野御代官支配)の内を引当のこと。
- ㉗ (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政四年巳二月 中野庄左衛門[㊟]↓御小納戸御役所
※下ケ札あり。中野庄左衛門は高一五〇石。知行所春日井郡三測村(水野御代官支配)の内を引当のこと。
- ㉘ (御役所御新田金百五拾兩借用証文) 文政四年巳二月 天野新太郎[㊟]↓御小納戸御役所
※下ケ札あり。天野新太郎は高一〇〇〇石。知行所中嶋郡船橋村・北麻績村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- ㉙ (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政四年巳二月 辻源之丞[㊟]↓御小納戸御役所

- ※辻源之丞は高一〇〇石。知行所春日井郡二重堀村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。
- ③⑩ (御役所御新田金廿兩借用証文) 文政四年巳二月 篠岡惣八郎^⑩↓御小納戸御役所
 ※下ヶ札あり。篠岡惣八郎は高一五〇石。知行所春日井郡岩崎村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。
- ③① (御役所御新田金百兩借用証文) 文政四年巳二月 深田千太夫^①↓御小納戸御役所
 ※下ヶ札あり。深田千太夫は高二〇〇石。知行所中嶋郡上牧村(鵜多須御代官支配)の内を引当のこと。
- ③② (御役所御新田金百兩借用証文) 文政四年巳二月 大塚三右衛門^②↓御小納戸御役所
 ※大塚三右衛門は高一〇〇石。知行所愛知郡御器所村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- ③③ (御役所御新田金四拾兩借用証文) 文政四年巳三月 毛利康次郎^③↓御小納戸御役所
 ※下ヶ札あり。毛利康次郎は高二〇〇石。知行所丹羽郡野寄村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。
- ③④ (御役所御新田金六拾兩借用証文) 文政四年巳三月 川崎利左衛門^④↓御小納戸御役所
 ※下ヶ札あり。川崎利左衛門は高二五〇石。知行所愛知郡御器所村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- ③⑤ (御役所御新田金六拾兩借用証文) 文政四年巳三月 内藤又左衛門^⑤↓御小納戸御役所
 ※下ヶ札あり。内藤又左衛門は高二五〇石。知行所中嶋郡中野村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- ③⑥ (御役所御新田金式百兩借用証文) 文政四年巳三月 荒川主馬^⑥↓御小納戸御役所
 ※下ヶ札あり。荒川主馬は高一〇〇〇石。知行所春日井郡朝日村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- ③⑦ (御役所御新田金百兩借用証文) 文政四年巳三月 杉山藤藏^⑦↓御小納戸御役所
 ※下ヶ札あり。杉山藤藏は高二〇〇石。知行所葉栗郡浅井村(北方御代官支配)の内を引当のこと。
- ③⑧ (御役所御新田金百兩借用証文) 文政四年巳三月 酒井林左衛門^⑧↓御小納戸御役所
 ※下ヶ札あり。酒井林左衛門は高三〇〇石。知行所海東郡中一色村(佐屋御代官支配)の内を引当のこと。
- ③⑨ (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政四年巳三月 奥田仙右衛門^⑨↓御小納戸御役所
 ※奥田仙右衛門は高五〇〇石。知行所海東郡花正村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- ③⑩ (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政四年巳三月 近松与次右衛門^⑩↓御小納戸御役所
 ※下ヶ札あり。近松与次右衛門は高一五〇石。知行所中嶋郡山崎村(鵜多須御代官支配)の内を引当のこと。
- ④① (御役所御新田金百五拾兩借用証文) 文政四年巳三月 葛木藤左衛門^①↓御小納戸御役所
 ※葛木藤左衛門は高一五〇石。知行所春日井郡藤嶋村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。
- ④② (御役所御新田金百兩借用証文) 文政四年巳四月 小野寺喜六^②↓御小納戸御役所
 ※下ヶ札あり。小野寺喜六は高二〇〇石。知行所中嶋郡中嶋村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- ④③ (御役所御新田金三拾兩借用証文) 文政四年巳四月 小笠原惣左衛門^③↓御小納戸御役所
 ※小笠原惣左衛門は高八〇〇石。知行所羽栗(葉栗)郡玉野井村(北方御代官支配)の内を引当のこと。

三)御小納戸金借用証文

- ① 借入申金子之事(清浄寺殿堂修復入用金八拾兩) 文政四年巳四月 寺社奉行所^①↓御小納戸御役所
- ② (御役所御新田金式拾兩借用証文) 文政四年巳四月 田嶋廉十郎^②↓御小納戸御役所
 ※下ヶ札あり。田嶋廉十郎は持高三〇〇石。知行所中嶋郡奥村(北方御代官支配)の内を引当のこと。

- ③ (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政四年巳四月 高木理平[㊤]↓御小納戸 御役所
※高木理平は持高三〇〇石。知行所葉栗郡玉野井村(北方御代官支配)の内を引当のこと。
- ④ (御役所御新田金六拾兩借用証文) 文政四年巳四月 林彦八[㊤]↓御小納戸 御役所
※下ヶ札あり。林彦八は持高一〇〇石。知行所愛知郡八田村(大御代官支配)・中嶋郡日下部村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑤ (御役所御新田金式拾五兩借用証文) 文政四年巳四月 鈴木大八郎[㊤]↓御小納戸 御役所
※端裏書あり。鈴木大八郎は世録高三四俵。
- ⑥ (御役所御新田金拾兩借用証文) 文政四年巳 服部九八郎[㊤]↓御小納戸 御役所
※綴りからはずれた状態で挟み込まれている。下ヶ札あり。服部九八郎は高二五〇石。知行所中嶋郡花井方村(北方御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑦ (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政四年巳四月 加藤善十郎[㊤]↓御小納戸 御役所
※下ヶ札あり。端裏に付札あり。加藤善十郎は高二五〇石。知行所春日井郡西島村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑧ (御役所御新田金百兩借用証文) 文政四年巳四月 林又左衛門[㊤]↓御小納戸 御役所
※下ヶ札あり。林又左衛門は持高八〇〇石。知行所海東郡西之森村(佐屋御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑨ (御役所御新田金百兩借用証文) 文政四年巳四月 長屋孫吉[㊤]↓御小納戸 御役所
※長屋孫吉は持高五〇〇石。知行所中嶋郡日下部村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑩ (御役所御新田金百兩借用証文) 文政四年巳四月 三浦熊吉[㊤]↓御小納戸 御役所
※三浦熊吉は持高一五〇石。知行所中嶋郡横野村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑪ (御役所御新田金拾五兩借用証文) 文政四年巳四月 横井弥三右衛門[㊤]↓御小納戸 御役所
※下ヶ札あり。横井弥三右衛門は持高二五〇石。知行所春日井郡中村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑫ (御役所御新田金百兩借用証文) 文政四年巳四月 平岩十左衛門[㊤]↓御小納戸 御役所
※下ヶ札あり。平岩十左衛門は持高八〇〇石。知行所春日井郡上大留村(水野御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑬ (御役所御新田金三拾兩借用証文) 文政四年巳四月 近藤三平[㊤]↓御小納戸 御役所
※下ヶ札あり。近藤三平は高二〇〇石。知行所中嶋郡大塚村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑭ (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政四年巳四月 近松代右衛門[㊤]↓御小納戸 御役所
※下ヶ札あり。近松代右衛門は持高一〇〇石。知行所春日井郡鹿田村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑮ (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政四年巳四月 長坂藤右衛門[㊤]↓御小納戸 御役所
※下ヶ札あり。端裏に付札あり。長坂藤右衛門は持高一二五石。知行所春日井郡上小田井村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑯ (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政四年巳四月 茅原田清右衛門[㊤]↓御小納戸 御役所
※下ヶ札あり。端裏に付札あり。茅原田清右衛門は持高一〇〇石。知行所春日井郡上小田井村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑰ (御役所御新田金四拾四兩借用証文) 文政四年巳四月 海部伝七郎[㊤]↓御小納戸 御役所
※海部伝七郎は持高一〇〇石。知行所丹羽郡赤童子村(小牧代官支配)の内を引当のこと。
- ⑱ (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政四年巳四月 藤田市蔵[㊤]↓御小納戸 御役所
※下ヶ札あり。端裏に付札あり。藤田市蔵は持高三五〇石。知行所海東郡新居屋村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑲ (御役所御新田金百兩借用証文) 文政四年巳四月 内藤喜市郎[㊤]↓御小納戸 御役所
※下ヶ札あり。内藤喜市郎は持高五〇〇石。知行所中嶋郡目比村(清須御代官支配)の内を引当のこと。

- 20 (御役所御新田金百両借用証文) 文政四年巳四月 竹内小太郎[㊟]↓御小納戸御役所
 ※下ケ札あり。竹内小太郎は持高一五〇石。知行所中嶋郡梅須賀村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- 21 (御役所御新田金五拾両借用証文) 文政四年巳四月 丹羽源三郎[㊟]↓御小納戸御役所
 ※下ケ札あり。丹羽源三郎は持高二五〇石。知行所愛知郡北井戸田村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- 22 (御役所御新田金式拾両借用証文) 文政四年巳四月 黒田六一郎[㊟]↓御小納戸御役所
 ※下ケ札あり。黒田六一郎は持高二五〇石。知行所海西郡西保村(佐屋御代官支配)の内を引当のこと。
- 23 (御役所御新田金七拾五両借用証文) 文政四年巳四月 堀江斧吉[㊟]↓御小納戸御役所
 ※下ケ札あり。堀江斧吉は持高二〇〇石。知行所海東郡落合村(佐屋御代官支配)の内を引当のこと。
- 24 (御役所御新田金拾七両借用証文) 文政四年巳四月 安井弥三郎院[㊟]↓御小納戸御役所
 ※下ケ札あり。安井弥三郎は持高三〇〇石。知行所愛知郡四女子村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- 25 (御役所御新田金百両借用証文) 文政四年巳四月 原十郎兵衛[㊟]↓御小納戸御役所
 ※下ケ札あり。原十郎兵衛は持高六〇〇石。知行所可児郡二之(二野)村(太田御代官支配)の内を引当のこと。
- 26 (御役所御新田金五拾両借用証文) 文政四年巳四月 林勘九郎[㊟]↓御小納戸御役所
 ※林勘九郎は持高三〇〇石。知行所中嶋郡上丸渕村(鵜多須御代官支配)の内を引当のこと。
- 27 (御役所御新田金三拾五両借用証文) 文政四年巳四月 間宮織江[㊟]↓御小納戸御役所
 ※間宮織江は高二二五石。知行所愛知郡五女子村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- 28 (御役所御新田金百貳拾両借用証文) 文政四年巳四月 水野藤兵衛[㊟]↓御小納戸御役所
 ※下ケ札あり。水野藤兵衛は持高三五〇石。知行所海東郡助光村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- 29 (御役所御新田金五拾両借用証文) 文政四年巳四月 松平九兵衛[㊟]↓御小納戸御役所
 ※下ケ札あり。松平九兵衛は持高三〇〇石。知行所愛知郡中野高畑村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- 30 (御役所御新田金七拾五両借用証文) 文政四年巳四月 堀江斧吉[㊟]↓御小納戸御役所
 ※下ケ札あり。堀江斧吉は持高二〇〇石。知行所丹羽郡浅野村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。
- 31 (御役所御新田金拾五両借用証文) 文政四年巳四月 間宮小膳[㊟]↓御小納戸御役所
 ※下ケ札あり。間宮小膳は持高一〇〇石。知行所中嶋郡中野村(鵜多須御代官支配)の内を引当のこと。
- 32 (御役所御新田金百両借用証文) 文政四年巳四月 堀與十郎[㊟]↓御小納戸御役所
 ※下ケ札あり。堀與十郎は持高三〇〇石。知行所春日井郡市野久田村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。
- 33 (御役所御新田金百両借用証文) 文政四年巳四月 藤田市蔵[㊟]↓御小納戸御役所
 ※下ケ札あり。藤田市蔵は持高三五〇石。知行所春日井郡真福寺村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- 34 (御役所御新田金百五拾両借用証文) 文政四年巳四月 中條多膳[㊟]↓御小納戸御役所
 ※下ケ札あり。中條多膳は持高一五〇〇石。知行所中島郡奥田村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- 35 (御役所御新田金五拾両借用証文) 文政四年巳四月 市江鯉右衛門[㊟]↓御小納戸御役所
 ※下ケ札あり。知行所海東郡石作村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- 36 (御役所御新田金三拾両借用証文) 文政四年巳四月 田辺新兵衛[㊟]↓御小納戸御役所
 ※田辺新兵衛は持高五〇〇石。知行所春日井郡東杉村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- 37 (御役所御新田金拾六両借用証文) 文政四年巳四月 市川平七郎[㊟]↓御小納戸御役所
 ※下ケ札あり(破損)。市川平七郎は高二〇〇石。知行所春日井郡鍛冶ヶ一色村(清須御代官支配)の内を引当のこと。

- 38 (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政四年巳四月 石川理左衛門[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ケ札あり。石川理左衛門は高六〇〇石。知行所海東郡坂牧村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- 39 (御役所御新田金貳百兩借用証文) 文政四年巳四月 千賀與八郎[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ケ札あり。千賀與八郎は持高一四〇〇石余。知行所愛知郡露橋村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- 40 (御役所御新田金六拾兩借用証文) 文政四年巳四月 幡野弥五兵衛[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ケ札あり。幡野弥五兵衛は持高八〇〇石。知行所丹羽郡上浅野村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。
- 41 (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政四年巳四月 藤田市藏[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ケ札あり。藤田市藏は持高三五〇石。知行所愛知郡牛立村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- 42 (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政四年巳四月 毛利小三郎[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※毛利小三郎は持高二一〇石。知行所丹羽郡五日市場村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- 43 (御役所御新田金三拾兩借用証文) 文政四年巳四月 高木源小左衛門[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ケ札あり。高木源小左衛門は持高一七五石。知行所中嶋郡奥田村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- 44 (御役所御新田金百貳拾兩借用証文) 文政四年巳四月 成田貞之右衛門[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ケ札あり。成田貞之右衛門は持高八〇〇石。知行所春日井郡法成寺村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- 45 (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政四年巳四月 山村五郎兵衛[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ケ札あり。山村五郎兵衛は持高五〇〇石。知行所可児郡伊岐津志村(太田御代官支配)の内を引当のこと。
- 46 (御役所御新田金三拾兩借用証文) 文政四年巳 大嶋部[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※大嶋部は持高二一〇〇石。知行所愛知郡部田(倍田)村(鳴海御代官支配)の内を引当のこと。
- 47 (御役所御新田金百五拾兩借用証文) 文政四年巳五月 山村五郎兵衛[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ケ札あり。山村五郎兵衛は持高五〇〇石。知行所可児郡伊岐津志村(太田御代官支配)の内を引当のこと。
- 48 (御役所御新田金三拾兩借用証文) 文政四年巳七月 大森庄九郎[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ケ札あり。大森庄九郎は持高一五〇石。知行所愛知郡御器所村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- 49 (御役所御新田金三拾兩借用証文) 文政四年巳七月 湯本又四郎[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ケ札あり。湯本又四郎は持高二五〇石。知行所春日井郡一之久田村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。
- 50 (御役所御新田金六拾兩借用証文) 文政四年巳七月 安井弥三郎[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ケ札あり。安井弥三郎は持高三〇〇石。知行所愛知郡四女子村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- 51 (御役所御新田金三拾兩借用証文) 文政四年巳七月 加藤善十郎[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※加藤善十郎は持高二五〇石。知行所春日井郡田楽村(水野御代官支配)の内を引当のこと。
- 52 (御役所御新田金貳拾兩借用証文) 文政四年巳七月 山澄清記[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※山澄清記は持高一五〇石。知行所春日井郡瀬古村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- 53 (御役所御新田金貳拾兩借用証文) 文政四年巳七月 藤井喜右衛門[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ケ札あり。藤井喜右衛門は持高一五〇石。知行所春日井郡岩崎村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。
- 54 (御役所御新田金貳百兩借用証文) 文政四年巳七月 高木八郎左衛門[㊟]↓御小納戸 御役所

四)御小納戸金借用証文)

(文政四年)天保九年)

⑤⑤ ※高木八郎左衛門は持高一五〇〇石。知行所春日井郡朝日村(清須御代官支配)の内を引当のこと。

(御役所御新田金拾両借用証文) 文政四年巳七月 渡辺与七郎⑨↓御小納戸御役所

※下ヶ札あり。渡辺与七郎の知行所中嶋郡奥田村(清須御代官支配)の内を引当のこと。

⑤⑥ (御役所御新田金百両借用証文) 文政四年巳七月 高橋司書⑨↓御小納戸御役所

※下ヶ札あり。渡辺与七郎は持高一二〇〇石。知行所愛知郡二女子村(大御代官支配)の内を引当のこと。

⑤⑦ (御役所御新田金五拾両借用証文) 文政四年巳七月 東條覚左衛門⑨↓御小納戸御役所

※東條覚左衛門は持高四〇〇石。知行所丹羽郡南小淵村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。

⑤⑧ (御役所御新田金拾五両借用証文) 文政四年巳七月 高木源五左衛門⑨↓御小納戸御役所

※下ヶ札あり。高木源五左衛門は持高一七五石。知行所中嶋郡奥田村(清須御代官支配)の内を引当のこと。

⑤⑨ (御役所御新田金三拾両借用証文) 文政四年巳七月 稲留平左衛門⑨↓御小納戸御役所

※下ヶ札あり。稲留平左衛門は持高四〇〇石。知行所愛知郡中郷村(大御代官支配)の内を引当のこと。

⑥⑩ (御役所御新田金三拾両借用証文) 文政四年巳七月 進四郎左衛門⑨↓御小納戸御役所

※下ヶ札あり。進四郎左衛門は持高二七五石。知行所愛知郡高畑村(大御代官支配)の内を引当のこと。

⑥⑪ (御役所御新田金拾両借用証文) 文政四年巳八月 佐々清左衛門⑨↓御小納戸御役所

※下ヶ札あり。佐々清左衛門は持高一〇〇石。知行所春日井郡林村(水野御代官支配)の内を引当のこと。

① (御役所御新田金三拾両借用証文) 文政四年巳二月 林又左衛門⑨↓御小納戸御役所

※林又左衛門は持高八〇〇石。知行所愛知郡日比津村(大御代官支配)の内を引当のこと。

② (御役所御新田金百両借用証文) 文政四年巳二月 石黒丹下⑨↓御小納戸御役所

※下ヶ札あり。石黒丹下は持高一五〇〇石。知行所愛知郡米野村(大御代官支配)の内を引当のこと。

③ (御役所御新田金拾五両借用証文) 文政四年巳二月 山吹采女⑨↓御小納戸御役所

※下ヶ札あり。山吹采女は持高一〇〇石。知行所春日井郡二重堀村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。

④ (御役所御新田金式拾五両借用証文) 文政四年巳二月 津田又十郎⑨↓御小納戸御役所

※下ヶ札あり。津田又十郎は持高一五〇石。

⑤ 借用申金子之事(御新田金七拾両) 文政四年巳二月 寺社奉行⑨↓御小納戸御役所

※寺社之輩へ手当方繰合のため借用のこと。

⑥ 借用申金子之事(御役所金三百両) 文政四年巳二月 御船手役所⑨↓御小納戸御役所

⑦ (御役所御新田金拾五両借用証文) 文政五年午正月 柘植逸八⑨↓御小納戸御役所

※下ヶ札あり。柘植逸八は持高一五〇石。知行所丹羽郡上奈良村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。

⑧ (御役所御新田金五拾両借用証文) 文政五年午正月 大沢金次郎⑨↓御小納戸御役所

※大沢金次郎は持高一五〇石。知行所丹羽郡羽根村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。

⑨ (御役所御新田金式拾両借用証文) 文政五年午正月 寺西九平⑨↓御小納戸御役所

※寺西九平は持高三〇〇石。知行所愛知郡中野高畑村(大御代官支配)の内を引当のこと。

⑩ 拝借仕候御金之事(金百七拾五両) 文政五年午五月 知多郡亀崎村庄屋 拝借主間瀬長左衛門⑨ほか六名↓御小納戸御役所

- ⑪ (御役所御新田金四拾兩借用証文) 文政五年午七月 近松三十郎[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※近松三十郎は持高二五〇石。知行所春日井郡稻生村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑫ (御役所御新田金拾五兩借用証文) 文政五年午七月 羽鳥猪兵衛・杉山源六郎[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ヶ札あり。羽鳥猪兵衛は持高一〇〇石。知行所春日井郡法成寺村(清須御代官支配)の内を引当のこと。杉山源六郎は在江戸にて代判。
- ⑬ (御役所御新田金拾五兩借用証文) 文政五年午七月 篠岡惣八郎・矢部彦右衛門[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ヶ札あり。篠岡惣八郎は持高一五〇石。知行所春日井郡岩崎村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。矢部彦右衛門は在江戸にて代判。
- ⑭ (御役所御新田金百貳拾五兩借用証文) 文政五年午二月 長野八郎[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ヶ札あり。長野八郎は持高二二〇〇石。知行所愛知郡日比津村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑮ (御役所御新田金貳拾兩借用証文) 文政五年午二月 長野五郎右衛門[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ヶ札あり。長野五郎右衛門は持高七〇〇石。知行所海東郡日置村(佐屋御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑯ (御役所御新田金貳拾兩借用証文) 文政五年午二月 川澄三郎左衛門[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ヶ札あり。川澄三郎左衛門は持高三五〇石。知行所海東郡木田村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- ⑰ 借用申金子之事(御新田金五拾兩) 文政五年午二月 寺社奉行所[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※寺社之輩へ手当方繰合のため借用のこと。
- ⑱ 借用申金子之事(御役所金五拾兩) 文政五年午二月 御船手役所[㊟]↓御小納戸 御役所
 借用申金子之事(御役所金貳百兩) 文政五年午二月 御船手役所[㊟]↓御小納戸 御役所
- ⑳ (御役所御新田金拾兩借用証文) 文政五年午二月 高木儀十郎[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ヶ札あり。高木儀十郎は持高一〇〇石。知行所愛知郡日比津村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- ㉑ (御役所御新田金貳拾兩借用証文) 文政五年午二月 小野半左衛門[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ヶ札あり。小野半左衛門は持高一五〇石。知行所春日井郡熊野庄村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。
- ㉒ (御役所御新田金拾五兩借用証文) 文政五年午二月 羽鳥猪兵衛・横井源太左衛門[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ヶ札あり。羽鳥猪兵衛は持高一〇〇石。知行所春日井郡法成寺村(清須御代官支配)の内を引当のこと。横井源太左衛門は在江戸につき代判。
- ㉓ (御役所御新田金五拾五兩借用証文) 文政五年午二月 長野八助[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※下ヶ札あり。長野八助は持高二二〇〇石。知行所愛知郡日比津村(大御代官支配)の内を引当のこと。
- ㉔ (御役所御新田金貳百兩借用証文) 文政五年午二月 高木八郎左衛門[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※高木八郎左衛門は持高一五〇〇石。知行所春日井郡平田村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- ㉕ (御役所御新田金四拾三兩借用証文) 文政六年未正月 帯金喜三郎[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※帯金喜三郎の知行所春日井郡弥勒寺村(清須御代官支配)の内を引当のこと。
- ㉖ (御役所御新田金拾兩借用証文) 文政六年未正月 堀江小十郎[㊟]↓御小納戸 御役所
 ※堀江小十郎は高二〇〇石。知行所海東郡落合村(佐屋御代官支配)の内を引当のこと。
- ㉗ 覚(有脇村神谷儀右衛門御役所金五百兩拜借二付) 文政六年未二月五日 寺社奉行所[㊟]↓御小納戸 御役所
 (御役所御新田金六兩借用証文) 文政六年未二月 羽鳥猪兵衛[㊟]↓御小納戸 御役所

※羽鳥猪兵衛の知行所春日井郡法成寺村(清須御代官支配)の内を引当のこと。

29 (御役所御新田金五兩借用証文) 文政六年未九月 石原三郎左衛門[㊟]↓御小納戸 御役所

※石原三郎左衛門は高四〇〇石。知行所春日井郡下飯田村(大御代官支配)の内を引当のこと。

30 覚(御役所金五拾兩借用二付) 文政六年未一〇月 寺社奉行所[㊟]↓御小納戸 御役所

31 (御役所御新田金三拾兩借用証文) 文政六年未一二月 伊部兵三郎[㊟]↓御小納戸 御役所

※伊部兵三郎は持高三四俵。

32 覚(御役所金五拾兩借用二付) 文政六年未一二月 寺社奉行所[㊟]↓御小納戸 御役所

33 覚(御役所金百兩借用二付) (文政六年)未一二月晦日 大御代官方役所[㊟]↓御小納戸 御役所

34 (御役所御新田金三拾五兩借用証文) 文政六年未一二月 下方左十郎[㊟]↓御小納戸 御役所

※下方左十郎は高一五〇石。知行所春日井郡上条村(水野御代官支配)の内を引当のこと。

35 借用申金子之事(御新田金貳百兩) 文政七年申三月 寺社奉行所[㊟]↓御小納戸 御役所

※寺社之輩へ手当方繰合のため借用のこと。

36 借用申金子之事(御新田金三拾兩) 文政七年申四月 寺社奉行所[㊟]↓御小納戸 御役所

※寺社之輩へ手当方繰合のため借用のこと。

37 (御役所御新田金六拾兩借用証文) 文政七年申四月 横井源太左衛門[㊟]↓御小納戸 御役所

※下ヶ札あり。横井源太左衛門は持高二五〇石。知行所春日井郡法成寺村(清須御代官支配)の内を引当のこと。

38 (御役所御新田金拾兩借用証文) 文政七年申七月 山崎宇平治[㊟]↓御小納戸 御役所

※下ヶ札あり。山崎宇平治は持高一五〇石。知行所中嶋郡法花寺村(清須御代官支配)の内を引当のこと。

39 (御役所御新田金拾五兩借用証文) 文政七年申七月 太田万太郎[㊟]↓御小納戸 御役所

※太田万太郎は持高一〇〇俵。

40 (御役所御新田金拾兩借用証文) 文政七年申一二月 平野弥三左衛門[㊟]↓御小納戸 御役所

※平野弥三左衛門は高一五〇石。知行所愛知郡稲葉地村(大御代官支配)の内を引当のこと。

41 (御役所御新田金四拾五兩借用証文) 文政七年申一二月 鈴木重左衛門[㊟]↓御小納戸 御役所

※鈴木重左衛門は高一五〇石。知行所海東郡木田村(清須御代官支配)の内を引当のこと。

42 (御役所御新田金四拾五兩借用証文) 文政七年申一二月 鈴木重左衛門[㊟]↓御小納戸 御役所

※鈴木重左衛門は高一五〇石。知行所海東郡木田村(清須御代官支配)の内を引当のこと。

43 (御役所御新田金拾五兩借用証文) 文政八年酉五月 小塩安左衛門[㊟]↓御小納戸 御役所

※下ヶ札あり。小塩安左衛門は高六〇〇石。知行所愛知郡中野高畑村(大御代官支配)の内を引当のこと。

44 (御役所御新田金拾兩借用証文) 文政八年酉七月 堀田弥八郎[㊟]↓御小納戸 御役所

※下ヶ札あり。堀田弥八郎は高一〇〇石。知行所春日井郡光音寺村(大御代官支配)の内を引当のこと。

45 (御役所御新田金拾兩借用証文) 文政八年酉七月 児嶋伊兵衛[㊟]↓御小納戸 御役所

※児嶋伊兵衛の知行所海東郡篠田村(清須御代官支配)の内を引当のこと。

46 請取申金子之事(金六百五拾九兩) 文政八年酉七月 寺社奉行所[㊟]↓御小納戸 御役所

47 (御役所御新田金貳拾兩借用証文) 文政八年酉八月 田辺新吉[㊟]↓御小納戸 御役所

※田辺新吉は高一〇〇石。知行所丹羽郡勝栗村(小牧御代官支配)の内を引当のこと。

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

④⑧ (御役所御新田金貳拾兩借用証文) 文政八年酉八月 服部伊八[㊤]↓御小納戸 御役所

※服部伊八は世禄高三〇俵。

④⑨ (御役所御新田金十五兩借用証文) 文政八年酉二月 奥田主馬[㊤]↓御小納戸 御役所

※下ヶ札あり。奥田主馬は持高二二〇〇石。知行所愛知郡高畑村(大御代官支配)の内を引当のこと。

⑤⑩ (御役所御新田金三拾兩借用証文) 文政九年戌五月 相原茂十郎[㊤]↓御小納戸 御役所

※下ヶ札あり。相原茂十郎は持高一五〇石。知行所春日井郡中品野村(水野御代官支配)の内を引当のこと。

⑤⑪ 借用申金子之事(御役所御新田金五拾兩借用二付) 文政九年戌二月 寺社御奉行所[㊤]↓御小納戸 御役所

⑤⑫ (御役所御新田金五拾兩借用証文) 文政一〇年亥二月 佐藤源左衛門[㊤]↓御小納戸 御役所

⑤⑬ 調達申金子之事(役所御用ニ付令調達正金三千兩請取ニ付) 文政一〇年亥二月 伊藤弥平[㊤]ほか三人↓笹屋惣助殿

※包紙とも。裏書あり。

⑤⑭ (調達御用金三千兩上納ニ付証文) 文政一〇年亥二月 笹屋惣助[㊤]↓御小納戸 御役所

※海東郡小川新田(大御代官支配)の内を引当のこと。

⑤⑮ 頭書(調達金三千兩利足ニ付) (文政一〇年)二月 御小納戸役所↓笹屋惣助江

⑤⑯ 乍恐奉願上候御事(小川新田質物として指し上げた御役所金五千兩返済猶予ニ付) (文政一二年)子一〇月 水口屋伝兵衛[㊤]↓(御小納戸役所)

※包紙とも。

⑤⑰ 拝借仕候金子之事(金四百貳拾兩) 文政一二年丑三月 知多郡大高村 拝借主 山口源兵衛[㊤]ほか六名↓御小納戸 御役所

⑤⑱ 借用申金子之事(御役所金三百兩) 天保四年巳二月 御船手役所[㊤]↓御小納戸 御役所

⑤⑲ 借用申金子之事(御役所金三百兩) 天保九年戌二月 御船手役所[㊤]↓御小納戸 御役所

鼻五九五 (徳川家文書 五) (地所売買関係書類)

(安政二年~明治一八年)

横綴

① 永久為取替申証文之事(知多郡大里村川南新田御払ニ付) 明治五年申年三月 大村金藏[㊤]↓中野惣太郎殿・内藤鏡太郎殿

※下ヶ札あり。大村金藏は安政元年(一八五四)に大里村川北新田を開発した町人。川南新田は嘉永四年(一八五二)に神野源兵衛が開発した新田。

② 永久讓渡地所証文之事(大里村川南地先新田一円) 安政二年卯八月 成岩村 沢田屋 糸助[㊤]ほか三人↓大里村 新左衛門殿ほか二人

※奥書あり。

③ 永久讓渡地所証文之事(大里村川南新田一円) 明治三年午二月 大里村 神野治平[㊤]ほか五人↓南郡御出張所 稲垣権大属殿ほか三人

④ (知多郡大里村川南新田引渡ニ付書状) 明治四年辛未年二月 名古屋県元少属 牧埜吉久[㊤]↓辰巳吉兵衛殿

⑤ 地所売渡証券(知多郡大田村四拾三番其外字川南新田畑) 明治一八年一月一五日 橋本善述[㊤]↓徳川義禮殿

※形態は縦。奥書あり。

- ⑥ 譲渡申田地之事(知多郡大里川南新田一円) 明治六年五月 知多郡大里村大村時憲^⑨・神野源之助^⑩↓愛知県貫属士族 永田益衛殿
※形態は縦。奥書あり。「愛知県管下」罫紙使用。
- ⑦ 知多郡大田村内字川南新田之内地所買入証初入記 (明治)
※形態は縦。
- ⑧ 副証(知多郡大田村五十四番字川南新田畑式反忞畝七步売渡ニ付) 明治一五年八月二三日 深谷清兵衛^⑩↓徳川殿御邸 御役所
※形態は縦。細目^⑨と関連。
- ⑨ 地所売渡証券(知多郡大田村五十四番字川南新田畑式反忞畝七分) 明治一五年八月二〇日 深谷清兵衛^⑩ほか一人↓徳川義禮殿名代人 橋本善述殿
※奥書あり。細目^⑧と関連。
- ⑩ 証(知多郡大田村字川南新田畑式反八畝式拾八分売渡ニ付) 明治一四年八月二四日 服部乘運^⑩ほか一人↓名古屋区大曾根町 橋本善述殿
※形態は縦。細目^⑪と関連。
- ⑪ 地所売渡証券(知多郡大田村四十三番其外字川南新田畑) 明治一四年八月二六日 服部乘運^⑩ほか二人↓名古屋区大曾根町 橋本善述殿
※奥書あり。細目^⑩と関連。
- ⑫ 約定書(知多郡大田村六十八番字川南新田畑) 明治一四年二月一七日 知多郡大田村 深谷清兵衛^⑩↓橋本善述
- ⑬ 地所売渡証券(知多郡大田村六十八番字川南新田畑) 明治一四年八月二六日 知多郡大田村 深谷清兵衛^⑩ほか一人↓名古屋区大曾根町 橋本善述殿・名古屋区広井村 辰巳守殿
※奥書あり。
- ⑭ 証(知多郡大田村四十七番其外字川南新田畑売渡ニ付) 明治一四年二月一六日 神野源之助^⑩ほか一人↓徳川義禮殿 御代理 橋本善述殿
※形態は縦。細目^⑮と関連
- ⑮ 地所売渡証券(知多郡大田村四十七番其外字川南新田畑) 明治一四年二月一六日 神野源之助^⑩ほか一人↓徳川義禮殿 御代理 橋本善述殿
※奥書あり。細目^⑭と関連
- ⑯ 約定証(知多郡大田村廿番字川南新田畑売渡ニ付) 明治一四年九月六日 森岡久三郎^⑩ほか一人↓橋本善述殿 代理 深谷清兵衛殿
※形態は縦。細目^⑰と関連。
- ⑰ 地所売渡証券(知多郡大田村二十番字川南新田畑) 明治一四年一月一日 森岡久三郎^⑩ほか一人↓名古屋区大曾根町 橋本善述殿
※奥書あり。細目^⑱と関連。
- ⑱ 証(知多郡大田村三番其外字川南新田畑売渡ニ付) 明治一四年一月五日 神野平兵衛^⑩ほか一人↓橋本善述殿
※形態は縦。細目^⑲と関連。
- ⑲ 売渡証券(知多郡大田村三番其外字川南新田畑) 明治一四年一月一六日 神野平兵衛^⑩ほか一人↓橋本善述殿
※奥書あり。細目^⑱と関連。
- ⑳ 証(知多郡大田村十八番字川南新田畑売渡ニ付) 明治一四年一月 大村與吉^⑩ほか一人↓名古屋区 橋本善述殿
※形態は縦。細目^㉑と関連。

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

- ②1 地所売渡証券(知多郡大田村十八番字川南新田畑) 明治一四年一月八日 大村與吉[㊤]ほか一人↓買請人徳川義禮殿・名代人橋本善述殿
※奥書あり。細目^㉑と関連。
- ②2 地所売渡証券(知多郡大田村十三番其外字川南新田畑) 明治一四年一月二六日 坂伊右衛門[㊤]ほか一人↓買請人徳川義禮殿・名代人橋本善述殿
※形態は縦。奥書あり。
- ②3 証(知多郡大田村十七番字川南新田畑売渡ニ付) 明治一四年二月 売主 神野らく[㊤]ほか一人↓徳川義禮殿 名古屋区大曾根町 名代人 橋本善述殿
※形態は縦。細目^㉒と関連。
- ②4 地処売渡証券(知多郡大田村十七番字川南新田畑) 明治一四年二月二七日 地処売渡主 神野らく[㊤]ほか一人↓徳川義禮名代人名古屋区大曾根町 橋本善述殿
※形態は縦。細目^㉓と関連。
- ②5 証(知多郡大田村八十番字川南新田畑売渡ニ付) 明治一四年二月 地所渡主 深谷幾太郎[㊤]ほか一人↓徳川義禮殿 名古屋区大曾根町 橋本善述殿
※形態は縦。細目^㉔と関連。
- ②6 地処売渡証券(知多郡大田村八十番字川南新田畑) 明治一四年二月二〇日 売渡主 深谷幾太郎[㊤]ほか一人↓徳川義禮殿名代人名古屋区大曾根町 橋本善述殿
※奥書あり。細目^㉕と関連。
- ②7 約定証(知多郡大田村七十一番字川南新田畑売渡ニ付) 明治一四年二月二日 山口慶左衛門[㊤]ほか一人↓徳川殿御代理 橋本善述殿
※形態は縦。細目^㉖と関連。
- ②8 地処売渡証券(知多郡大田村七十番字川南新田畑) 明治一四年二月三〇日 売主 山口慶左衛門[㊤]ほか一人↓橋本善述殿
※奥書あり。細目^㉗と関連。
- ②9 約定証(知多郡大田村三十式番其外字川南新田畑売渡ニ付) 明治一四年二月二〇日 売渡人 大村平蔵[㊤]ほか一人↓徳川殿御代理 橋本善述殿
※形態は縦。細目^㉘と関連。
- ③0 地処売渡証券(知多郡大田村三十四番其外字川南新田畑) 明治一四年二月二日 売渡主 大村平蔵[㊤]ほか一人↓徳川義禮名代人名古屋区大曾根町 橋本善述殿
※奥書あり。細目^㉙と関連。
- ③1 約定証(知多郡大田村八番字川南新田畑売渡ニ付) 明治一四年二月二日 売渡人 大村市太郎[㊤]ほか一人↓徳川殿御代理 橋本善述殿
※形態は縦。細目^㉚と関連。
- ③2 地所売渡証券(知多郡大田村八番字川南新田畑) 明治一五年一月 売主 大村市太郎[㊤]ほか一人↓橋本善述殿
※奥書あり。細目^㉛と関連。
- ③3 証(知多郡大田村六番字川南新田畑売渡ニ付) 明治一四年九月七日 地所売渡人 神野仁左衛門[㊤]ほか一人↓橋本善述殿

※形態は縦。細目³⁴と関連。

③4 地処売渡証券(知多郡大田村六番字川南新田畑) 明治一四年一二月二日 売主 神野仁左衛門[㊦]ほか一人↓橋本善述殿

※奥書あり。細目³³と関連。

③5 約定証(知多郡大田村五十七番其外字川南新田畑売渡ニ付) 明治一四年一二月三日 地所売渡人 神野市郎左衛門[㊦]ほか一人↓(橋本善述)

※形態は縦。細目³⁶と関連。

③6 地所売渡証券(知多郡大田村七十九番其外字川南新田畑) 明治一四年一二月二七日 売渡主 神野市郎左衛門[㊦]ほか一人↓橋本善述殿

※奥書あり。細目³⁵と関連。

③7 約定証(知多郡大田村畑売渡ニ付) 明治一五年一月三〇日 売渡人 森岡伊右衛門[㊦]ほか一人↓徳川殿御代理 橋本善述殿

※形態は縦。

③8 地所売渡証券(知多郡大田村七番其外字川南新田畑) 明治一五年二月二日 売主 森岡伊右衛門[㊦]ほか一人↓橋本善述殿

※奥書あり。

③9 約定証(知多郡大田村畑売渡ニ付) 明治一五年一月二四日 売渡人 佐治勘兵衛[㊦]ほか一人↓徳川殿御代理 橋本善述殿

※細目⁴⁰と関連。

④0 地所売渡証券(知多郡大田村十一番字川南新田畑) 明治一五年二月一〇日 売主 佐治勘兵衛[㊦]ほか一人↓橋本善述殿

※奥書あり。細目³⁹と関連。

④1 約定証(知多郡大田村畑売渡ニ付) 明治一五年一月三〇日 売渡人 山口奎右衛門[㊦]ほか一人↓徳川殿御代理 橋本善述殿

※形態は縦。

④2 地所売渡証券(知多郡大田村十六番其外字川南新田畑) 明治一五年二月二日 売主 山口奎右衛門[㊦]ほか一人↓橋本善述殿

※奥書あり。

④3 約定証(知多郡大田村畑売渡ニ付) 明治一五年一月三〇日 売渡人 山口周左衛門[㊦]ほか一人↓徳川殿御代理 橋本善述殿

※形態は縦。

④4 地所売渡証券(知多郡大田村九番其外字川南新田畑) 明治一五年二月七日 売主 山口周左衛門[㊦]ほか一人↓橋本善述殿

※奥書あり。

④5 約定証(知多郡大田村畑売渡ニ付) 明治一五年一月三〇日 売渡人 山口十五郎[㊦]ほか一人↓徳川殿御代理 橋本善述殿

※形態は縦。

④6 地所売渡証券(知多郡大田村六十番番字川南新田畑) 明治一五年二月二日 売主 山口重五郎[㊦]ほか一人↓橋本善述殿

※奥書あり。

④7 約定証(知多郡大田村畑売渡ニ付) 明治一五年一月三〇日 売渡人 井上新六[㊦]ほか一人↓徳川殿御代理 橋本善述殿

※形態は縦。

④8 地所売渡証券(知多郡大田村二十七番其外字川南新田畑) 明治一五年二月二日 売主 井上新六[㊦]ほか一人↓橋本善述殿

※奥書あり。綴からはずれた状態で挟み込まれている。

番号表題

年月日

作成者(差出)宛所

形態・数量

- ④9 約定証(知多郡大田村六十番字川南新田畑売渡ニ付) 明治一五年四月七日 深谷清兵衛[㊦]↓徳川殿御代理 名古屋区大曾根町 橋本善述殿
※形態は縦。細目^{⑤0}と関連。
- ⑤0 地所売渡証券(知多郡大田村六十番字川南新田畑) 明治一五年三月二七日 深谷清兵衛[㊦]ほか一人↓橋本善述殿
※細目^{④9}と関連。
- ⑤1 約定証(知多郡大田村六十七番字川南新田畑売渡ニ付) 明治一五年四月二七日 地所売渡人 神野市郎左衛門[㊦]ほか一人↓徳川義禮殿 名代人 橋本善述殿
※形態は縦。細目^{⑤2}と関連。
- ⑤2 地所売渡証券(知多郡大田村六十番字川南新田畑) 明治一五年四月二八日 売主 神野市郎左衛門[㊦]ほか一人↓橋本善述殿
※奥書あり。細目^{⑤1}と関連。
- ⑤3 地所売渡証券(知多郡大田村二十九番字川南新田畑) 明治一五年四月二八日 売主 大橋利左衛門[㊦]ほか一人↓橋本善述殿
※奥書あり。
- ⑤4 地所売渡証券(知多郡大田村三拾番字川南新田畑) 明治一五年四月二八日 売主 大橋利左衛門[㊦]ほか一人↓橋本善述殿
※奥書あり。
- ⑤5 地所売渡証券(知多郡大田村十五番其外字川南新田畑) 明治一五年三月二七日 売主 神野仁左衛門[㊦]ほか一人↓橋本善述殿
※奥書あり。
- ⑤6 約定証券(知多郡大田村字川南新田畑売渡ニ付) 明治一四年 佐治由太郎始五拾九名惣代人 尾張国知多郡大田村 蟹江久作[㊦]ほか二人↓橋本善述殿
※形態は縦。
- ⑤7 約定証(知多郡大田村字川南新田畑売渡ニ付) 明治一四年一月 深谷彦六始惣代人 山口甚八[㊦]ほか一名↓徳川義禮殿御代理 橋本善述殿
※形態は縦。
- ⑤8 約定証(畑売渡ニ付) 明治一四年一二月二日 神野平兵衛[㊦]↓徳川殿御代理 橋本善述殿
※形態は縦。
- ⑤9 約定証(知多郡大田村字川南新田村益之内畑売渡ニ付) 明治一四年一二月二〇日 神野柳治郎[㊦]ほか一人↓徳川殿御代理 名古屋区大曾根町 橋本善述殿
※形態は縦。
- ⑥0 約定証(知多郡大田村字川南新田村益畑売渡ニ付) 明治一四年一二月二日 森岡新七[㊦]ほか一人↓(橋本善述)
※形態は縦。
- ⑥1 約定証(知多郡大田村字川南新田村益畑売渡ニ付) 明治一四年一二月二日 大村市左衛門[㊦]ほか一人↓徳川殿御代理 橋本善述殿
※形態は縦。
- ⑥2 約定証(知多郡大田村字川南新田村益畑売渡ニ付) 明治一四年一二月二日 神野治郎八[㊦]ほか三人↓徳川殿御代理 橋本善述殿
※形態は縦。

⑥3 譲渡証券(知多郡大里村廿七字川北新田三拾二番其外田畑譲渡ニ付) 明治九年二月 譲渡人清若靈光[㊦]ほか一人↓永田益衛殿

※奥書あり。細目^㉔、^㉕と関連。

⑥4 地所売渡証券(知多郡大田村百廿七番其外字川北新田新開試作田畑) 明治一四年五月三〇日 売渡人永田益衛[㊦]ほか一人↓徳川義禮殿

※奥書あり。

⑥5 添書之事(譲渡証券) 明治九年二月 大邨時憲[㊦]↓永田益衛殿

※細目^㉔、^㉕、^㉖と関連。

⑥6 (地券証式通受取書) 明治一〇年一月二六日 大邨時憲[㊦]↓徳川御邸御中

※細目^㉔、^㉕、^㉖と関連。

⑥7 約定書(大里村字川北新田之内田畑譲渡ニ付) 明治九年二月二四日 新田讓主清若靈光[㊦]ほか一名↓永田益衛殿

※細目^㉔、^㉕、^㉖と関連。

肆五九六 (徳川家文書 六六) 道徳前新田米入札書類他) (明治五年〜同十三年)

① 記(道徳前新田米三百拾壹俵御払米申請度ニ付) (明治一〇年) 丑八月六日 和歌さや久三郎↓上

※朱書で袖に「二」、奥に「式号」と記載されている。

② 記(納米三百俵上納ニ付) 明治一〇年丑八月八日 大曾根町山本屋喜兵衛↓徳川様御役所

※綴からはずれた状態で挟み込まれている。

③ 記(道徳新田壹畝ニ付式斗三合五勺) (明治) 志水利兵衛↓

※袖に朱書で「五」と記載されている。綴からはずれた状態で挟み込まれている。

④ 記(道徳御新田納米三百拾壹俵御払願) 明治一〇年丑八月七日 大曾根丁山本屋喜兵衛代理和泉屋才助↓徳川様御役所

⑤ 仕切(魚代金相渡) (明治八年) 亥一月一六日 小貝甚三郎[㊦]↓道徳御川

※印文「尾張国宮魚問屋 小貝神三郎」。

⑥ 仕切(魚代金相渡) (明治八年) 亥一月一八日 小貝甚三郎[㊦]↓道徳御川

⑦ 仕切(魚代金相渡) (明治八年) 亥一月五日 大森又三郎[㊦]↓道徳御川御会所

⑧ 仕切(魚代金相渡) (明治八年) 亥一月一七日 小貝甚三郎[㊦]↓道徳御川

※綴からはずれた状態で挟み込まれている。

⑨ 仕切(魚代金相渡) (明治八年) 亥一月一五日 小貝甚三郎[㊦]↓道徳御川

※綴からはずれた状態で挟み込まれている。

⑩ 仕切(魚代金相渡) (明治八年) 亥一月五日 小貝甚三郎↓道徳御川

⑪ 記(千四百本桧三五割杭) (明治) 五月二七日 材彦[㊦]↓森喜左衛門様

※印文「材彦愛知県第二大区船方新田」。貼紙あり。

⑫ 仕切(魚代金相渡) (明治八年) 亥一月二〇日 小貝甚三郎[㊦]↓道徳御川

⑬ 記(道徳新田御蔵米五拾俵入札ニ付) (明治) 八月五日 松兵衛[㊦]↓上

※袖に朱書で「二三」と記載されている。

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

- ⑭ 記(道徳御新田納米式百六十壹俵申請度ニ付) 明治一〇年丑八月六日 大曾根丁山本屋喜兵衛代理 和泉屋才助^⑨↓徳川様御役所
 ⑮ 仕切(魚代金相渡) (明治八年)亥一月二日 大森又三郎^⑨↓道徳御川御会所
 ⑯ 仕切(魚代金相渡) (明治八年)亥一月二日 小貝甚三郎^⑨↓道徳御川
 ⑰ 覚(道徳新田米百石入札ニ付) (明治)九月六日 米や松兵衛^⑨↓上
 ※袖に朱書で「壹」と記載されている。
 ⑱ 記(米入札ニ付) (明治)七月一〇日 山本屋喜兵衛↓(上)
 ※袖に朱書で「壹」と記載されている。
 ⑲ (納米拾式石申請ニ付覚) (明治)七月一〇日 米屋久七↓上
 ※袖に朱書で「二三」と記載されている。綴からはずれた状態で挟み込まれている。
 ⑳ 記(納米御払百式石五斗申請ニ付) (明治)九月七日 山口屋利助↓上
 ※袖に朱書で「四」と記載されている。
 ㉑ 記(稲荷新田納米百七拾三俵其外御払申請ニ付) (明治)七月一〇日 大屋光三^⑨↓(上)
 ※袖に朱書で「五」と記載されている。下ヶ札あり。印文「名古屋納屋町大光」。
 ㉒ 記(道徳新田米百四拾石御払申請ニ付) (明治)七月二五日 大屋光三^⑨↓(上)
 ※袖に朱書で「六」と記載されている。綴からはずれた状態で挟み込まれている。細目^㉓と一緒にはずれた状態である。細目^㉓と一緒にはずれた状態である。細目^㉓と一緒にはずれた状態である。細目^㉓と一緒にはずれた状態である。
 ㉓ 覚(導得新田納米百四拾石御払願) (明治)五月二四日 近江屋伊助↓(上)
 ※袖に朱書で「二」と記載されている。綴からはずれた状態で挟み込まれている。細目^㉒と一緒にはずれた状態である。細目^㉒と一緒にはずれた状態である。細目^㉒と一緒にはずれた状態である。
 ㉔ 記(道徳新田米百四拾石申請ニ付) (明治)七月二五日 大屋光三^⑨↓
 ※細目^㉒と一緒にはずれた状態で挟み込まれている。
 ㉕ 記(道徳納米百四拾石入札申請ニ付) (明治)七月二五日 万屋甚兵衛↓
 ※綴からはずれた状態で挟み込まれている。
 ㉖ 記(道徳納米百四拾石入札申請ニ付) (明治)七月二五日 万屋甚兵衛↓
 ㉗ 覚(道徳新米御蔵米拾石御払下願) (明治)五月二五日 松兵衛^⑨↓
 ㉘ 記(納米百四拾石入札ニ付) (明治)七月二四日 米屋善七・米屋治兵衛↓上
 ※朱書で「一」と記載されている。
 ㉙ (飛嶋納米九十八石・稲荷新田納米四石五斗入札申請ニ付) (明治)七月二七日 万屋甚兵衛↓
 ※朱書で「七」と記載されている。
 ㉚ (飛嶋九拾八石・稲荷新田四石五斗御払申請ニ付) (明治)七月二七日 大屋光三↓
 ※朱書で「六」と記載されている。
 ㉛ 記(御蔵米百石御払申請ニ付) (明治)九月七日 若狭屋久三郎↓上
 ※朱書で「三」と記載されている。
 ㉜ (飛嶋新田米九十八石・稲荷新田米四石五斗申請ニ付覚) (明治)七月二七日 万屋甚兵衛↓
 ※朱書で「五」と記載されている。

- 33 記(沓割米御払米申請ニ付) (明治)四月一日 若狭屋久三郎↓
 ※綴からはずれた状態で挟み込まれている。
- 34 記(広井三重皮納米・材惣納米申請度ニ付) (明治)四月一三日 萬屋甚兵衛↓
 ※綴からはずれた状態で挟み込まれている。朱書で「六」と記載されている。
- 35 覚(材惣口・広井御屋敷御蔵米入札ニ付) (明治)四月一三日 松兵衛(印)↓上
 ※綴からはずれた状態で挟み込まれている。朱書で「沓」と記載されている。
- 36 記(広井・材惣口御蔵米申請ニ付) (明治)四月一三日 鈴木茂右衛門↓上
 ※朱書で「式」と記載されている。
- 37 口上(米拾石入札ニ付) (明治)七月一三日 万や與八↓上
 ※綴からはずれた状態で挟み込まれている。
- 38 記(稲荷新田米入札申請ニ付) (明治)七月一〇日 万屋甚兵衛↓
 ※綴からはずれた状態で挟み込まれている。
- 39 記(飛嶋納米百弍石五斗申請ニ付) (明治)七月一〇日 車や理左衛門↓上
 ※綴からはずれた状態で挟み込まれている。細目40と一緒にはり付けられている。
- 40 記(納小俵米八拾弍俵現金申請度願) (明治)四月二三日 中広井町米屋喜七(印)↓上様
 ※綴からはずれた状態で挟み込まれている。細目39と一緒に貼り付けられている。
- 41 記(納米百七拾三俵其外申受ニ付) (明治)七月一〇日 山口屋利兵衛↓上
- 42 入札(道徳新田米三百俵斗御払被下度願) 明治一〇年八月六日 一区祢宜町二丁目伊藤治兵衛(印)↓上
 ※袖に朱書で「四」と記載されている。
- 43 仕切(魚代金相渡) (明治)八年亥一月二八日 小貝甚三郎(印)↓道徳御川
- 44 仕切(魚代金相渡) (明治)八年亥一月二六日 小貝甚三郎(印)↓道徳御川
- 45 仕切(魚代金相渡) (明治)八年亥一月二六日 大森又三郎(印)↓道徳御川御会所
- 46 仕切(魚代金相渡) (明治)八年亥一月二七日 小貝甚三郎(印)↓道徳御川
- 47 仕切(魚代金相渡) (明治)八年亥一月二五日 小貝甚三郎(印)↓道徳御川
- 48 仕切(魚代金相渡) (明治)八年亥一月二五日 大森又三郎(印)↓道徳御川御会所
- 49 仕切(魚代金相渡) (明治)八年亥一月三〇日 小貝甚三郎(印)↓道徳御川
- 50 仕切(魚代金相渡) (明治)八年亥一月三〇日 (大森)又三(郎)(印)↓道徳御川御会所
- 51 仕切(魚代金相渡) (明治)八年亥一月三〇日 小貝甚三郎(印)↓道徳御川
- 52 仕切(魚代金相渡) (明治)八年亥一月二八日 大森又三郎(印)↓道徳御川御会所
- 53 仕切(魚代金相渡) (明治)八年亥一月二八日 小貝甚三郎(印)↓道徳御川
- 54 仕切(魚代金相渡) (明治)八年亥一月二八日 (大森)又三(郎)↓道徳御川御会所
- 55 仕切(魚代金相渡) (明治)六年酉二月一六日 小貝甚三郎(印)↓道徳御川
- 56 仕切(魚代金相渡) (明治)六年酉二月一七日 大森又三郎(印)↓道徳御川御会所
- 57 仕切(魚代金相渡) (明治)六年酉二月一七日 小貝甚三郎(印)↓道徳御川
- 58 仕切(魚代金相渡) (明治)六年酉二月一八日 大森又三郎(印)↓道徳御川御会所

番号表題

年月日

作成者(差出宛所)

形態・数量

- 59 仕切(魚代金相渡) (明治六年)西二月一九日 大森又三郎^印↓道德御川御会所
- 60 仕切(魚代金相渡) (明治六年)西二月一八日 小貝甚三郎^印↓道德御川
- 61 仕切(魚代金相渡) (明治六年)西二月一五日 大森又三郎^印↓道德御川御会所
- 62 仕切(魚代金相渡) (明治六年)西二月一五日 小貝甚三郎^印↓道德御川
- 63 仕切(魚代金相渡) (明治六年)西二月一四日 小貝甚三郎^印↓道德御川
- 64 仕切(魚代金相渡) (明治七年)戌二月二七日 大森又三郎^印↓道德御川御会所
- 65 御私魚代残 明治七年戌三月 御川守↓徳川御邸
- 66 仕切(代金相渡) (明治七年)戌二月二七日 小貝甚三郎^印↓道德御川
- 67 仕切(魚代金相渡) (明治七年)戌三月一日 大森又三郎^印↓道德御川御会所
- 68 仕切(魚代金相渡) (明治七年)戌三月一日 小貝甚三郎^印↓道德御川
- 69 仕切(魚代金相渡) (明治七年)戌三月二日 小貝甚三郎^印↓道德御川
- 70 仕切(魚代金相渡) (明治七年)戌三月二日 小貝甚三郎^印↓道德御川
- 71 魚御私代 明治一年寅二月 道德前新田御川守^印↓徳川御邸
- 72 記(魚代金相渡) (明治一年)寅二月二日 大森又三郎^印↓道德御川
- 73 記(魚代金相渡) (明治一年)寅二月二日 小貝甚三郎^印↓道德御会社
- 74 記(魚代金相渡) (明治一年)寅二月一日 小貝甚三郎^印↓道德御会社
- 75 記(魚代金相渡) (明治一年)寅二月一五日 大森又三郎^印↓道德御川
- 76 記(魚代金相渡) (明治一年)寅二月一日 小貝甚三郎^印↓道德御会社
- 77 記(魚代金相渡) (明治一年)寅二月一日 大森又三郎^印↓道德御川
- 78 記(魚代金相渡) (明治一年)寅二月二〇日 小貝甚三郎^印↓道德御会社
- 79 記(魚代金相渡) (明治一年)寅二月九日 小貝甚三郎^印↓道德御会社
- 80 記(魚代金相渡) (明治一年)寅二月一〇日 (大森)又三(郎)^印↓道德御川
- 81 記(魚代金相渡) (明治一年)寅二月九日 大森又三郎^印↓道德御川
- 82 記(魚代金相渡) (明治一年)寅二月八日 小貝甚三郎^印↓道德御会社
- 83 記(魚代金相渡) (明治一年)寅二月八日 大森又三郎^印↓道德御川
- 84 仕切(魚代金相渡) (明治六年)西二月一九日 小貝甚三郎^印↓道德御川
- 85 仕切(魚代金相渡) (明治六年)西二月一六日 大森又三郎^印↓道德御川御会所
- 86 仕切(魚代金相渡) (明治一〇年)丑二月二七日 大森又三郎^印↓道德御川
- 87 仕切(魚代金相渡) (明治一〇年)丑二月二四日 小貝甚三郎^印↓道德御川
- 88 記(羽二重つけ代金請取二付) (明治一三年)辰三月 綿屋 富助^印↓吉田信明様
- 89 仕切(魚代金相渡) (明治五年)正月二〇日 小貝甚三郎^印↓道德新田御川方
- 90 仕切(魚代金相渡) (明治五年)正月二一日 (大森)又三(郎)^印↓道德御川御会所
- 91 (巾着扱御入用・土藏囲ひ御用其外覚) (明治

※点数は二点。

92 吉田御勘定書 (明治)

93 記(貝しかけ)器代請取二付 (明治)二月六日 中村浦治[㊦]↓吉田様

94 記(茶巾)地代金落掌三付 (明治)一三年)四月五日 祐承[㊦]↓辰巳様

95 吉田公帰京二付伺(道徳前新田潰地埋方之事其外) (明治)

※「徳川」野紙使用。

96 仕切(魚代金相渡) (明治一〇年)丑二月一八日 大森又三郎[㊦]↓道徳御川

97 仕切(魚代金相渡) (明治一〇年)丑二月一八日 小貝甚三郎[㊦]↓道徳御川

98 仕切(魚代金相渡) (明治一〇年)丑二月一九日 大森又三郎[㊦]↓道徳御川

99 仕切(魚代金相渡) (明治一〇年)丑二月一九日 小貝甚三郎[㊦]↓道徳御川

100 仕切(魚代金相渡) (明治八年)亥二月二日 小貝甚三郎[㊦]↓道徳御川

101 仕切(魚代金相渡) (明治八年)亥二月二六日 大森又三郎[㊦]↓道徳御川御会所

102 仕切(魚代金相渡) (明治八年)亥二月二五日 小貝甚三郎[㊦]↓御川

103 仕切(魚代金相渡) (明治八年)亥三月九日 小貝甚三郎[㊦]↓道徳御川

104 仕切(魚代金相渡) (明治八年)亥三月八日 小貝甚三郎[㊦]↓道徳御川

105 仕切(魚代金相渡) (明治八年)亥三月二日 大森又三郎[㊦]↓道徳御川御会所

106 仕切(魚代金相渡) (明治八年)亥三月二日 大森又三郎[㊦]↓道徳御川御会所

107 仕切(魚代金相渡) (明治八年)亥三月一日 小貝甚三郎[㊦]↓道徳御川

108 仕切(魚代金相渡) (明治八年)亥二月二五日 大森又三郎[㊦]↓道徳御川御会所

109 仕切(魚代金相渡) (明治八年)亥二月二三日 大森又三郎[㊦]↓道徳御川御会所

110 仕切(魚代金相渡) (明治八年)亥一月四日 小貝甚三郎[㊦]↓道徳御川

111 仕切(魚代金相渡) (明治八年)亥一月四日 大森又三郎[㊦]↓道徳御川御会所

112 仕切(魚代金相渡) (明治五年)申正月一二日 小貝甚三郎[㊦]↓道徳御川

113 仕切(魚代金相渡) (明治五年)申正月一五日 (大森)又三(郎)[㊦]↓道徳御川

114 御番所入札(金貳両) (明治) 志水町伊八↓

※貼紙あり。

115 うなぎ御私代残(長野竹の筒取揚分) (明治五年)申七月 道徳前新田御川↓

116 仕切(魚代金相渡) (明治五年)申正月二〇日 (大森)又三(郎)[㊦]↓道徳御川御会所

鼻 五九七

(徳川家文書

七)御小納戸金借用証文髮垂御祝ひ御入用) (万延元年) (明治五年)

横綴

① 万延元年御髮置御祝ひ之節御入用(於道様・於登代様・從三位様御召服等御入用) (万延元年)

※於道様は十四代・十七代徳川慶勝の三女道姫、於登代様は同四女登代姫(豊姫)、從三位様は同三男の十六代徳川義宜のこと。

② 於良様御髮置御祝御入用凡積 (明治四年)一〇月

※於良様は十四代・十七代徳川慶勝の七女良姫のこと。

③ 頭書(於良様御髮置御祝二付) (明治四年)未九月 家扶↓

※付札あり。

番号表題

年月日

作成者(差出)宛所

形態・数量

- ④ (諸国大小之神社取調可届出儀ニ付書付) 明治三年三月朔日 太政官↓
- ⑤ 覚(日雇賃錢書付) (明治) 桶屋庄兵衛↓
- ⑥ 借用申金子之事(其御役所寄物金借用ニ付案内) (明治) 何役何之誰印↓御小納戸御役所
- ⑦ 借用仕金子之事(其御局寄物金連判を以借用ニ付案内) (明治) 借主何之誰印 連判同印↓内家御局
- ⑧ (職禄等之儀当月渡之分ニ付書付) (明治四年)八月 服部善十郎↓
- ⑨ 未八月渡(職禄・雜禄) (明治四年)八月 服部善十郎↓
- ⑩ (四百九拾七俵余入米書上)
- ⑪ (当月渡官禄御金渡之分ニ付書状) (明治四年)八月二日 内家↓倉慶方
- ⑫ 記(茂林院様御祭奠料寺納ニ付) (明治五年)申二月二日 善篤寺役寮⑩↓徳川御料
- ⑬ 覚(米四石八斗此者江御渡可被成下ニ付) (明治四年)辛未六月二日 相応寺⑩↓内家倉慶方御出張衆中
- ⑭ (家扶中野惣太郎儀石河竹次郎・勝野釜之丞留守中家令御用向可取扱ニ付職禄諸渡り物心得方何) (明治)一〇月二日 家扶↓
- ⑮ (雜用禄米覚)
 - ※下ヶ札あり。永田益衛・中根鍋吉・土岐新之丞・鈴木善之助・小菅金太郎・荒木三次郎・鈴木久太郎・間瀬綱太郎・成田由三郎・澤田龍太郎・佐藤貫三郎の名前が記載されている。
- ⑯ 未十二月渡職禄等之代 (明治四年)
 - ※付札・貼紙あり。
- ⑰ (高山丈助・中村小兵衛儀職禄米割渡ニ付申達) (明治三年)午二月 家扶頭取↓
 - ※高山丈助と中村小兵衛は家丁・舟楫御用向の者。
- ⑱ 頭書(昼喰米・御手当銀被下ニ付) (明治三年)午一月一〇日 会計懸り↓
 - ※「御手形沓通入 杉江屋周之助」と記載された文書に貼り付けられている。
- ⑲ (山下幸蔵以下拾五人金百貳拾兩被下覚) (明治)
 - 徳川邸↓大屋光次郎へ
- ⑲ 記(払米百石預り置ニ付) (明治五年)壬申六月 徳川邸↓大屋光次郎へ
- ⑲ 記(払米百石預り置ニ付) (明治五年)壬申六月 徳川邸↓大屋光次郎へ
- ⑲ 記(金三兩貳式朱四匁五分ツ、請取覚) (明治)
 - ※井村以下一三人の名前が書かれている。
- ⑲ 覚(米八升其外上納ニ付) (明治)二月 利兵衛↓内家局
- ⑲ (山下幸蔵以下拾三人金五拾貳兩被下覚) (明治)未四月
- ⑲ (徳川従三位家禄請取米置場広井倉慶之内借用致度旨届書) (明治五年)申二月二四日 徳川従三位家従↓
 - ※徳川従三位は十六代徳川義宣のこと。
- ⑲ (返納米ニ付覚) (明治)
- ⑲ (職禄米覚) (明治)

※下ヶ札あり。永田益衛・中根鍋吉・土岐新之丞・鈴木善之助・小菅金太郎・荒木三次郎・鈴木久太郎・間瀬綱太郎・成田由三郎・澤田龍太郎・佐藤貫三郎の名前が記載されている。

- ⑳ (別紙御祭奠曳届方御達) 明治五年壬申二月 梅川町梅香院↓内家倉慶方
㉑ (当分介等之輩職禄米金百兩借入覚) (明治四年) 二月二五日 倉慶懸り加藤菊太郎・伊藤伝一郎↓会計方
㉒ (当分介等之輩職禄米金百兩借入二付書付) (明治四年) 未二二月 横井賢一郎④↓内家倉慶方
㉓ 請取申職禄米之事(御雇卒兼察掛り式人未年職禄米) 明治四年未一〇月
㉔ (白印紙書上) (明治) ※点数は三二点。

弄五九人〔徳川家文書 八〕

(明治)

横綴

① (検見引覚)

② 十一年分南柴田検見引

※形態は横。

③ (諸国大小之神社神仏混交廃止二付達) (慶応四年) 閏四月

④ (元集義隊御賞典之儀二付書状) (明治) 三月一九日 中川富藏↓千賀(與八郎)先生

⑤ (別紙書付之条々吟味仕候二付書状) (明治) 二月尽 山上正輝・中島弘毅↓千賀公(與八郎)閣下

※封筒が貼り付けられている。

⑥ (御県下土族荒川弥五右衛門義出京土族就産具陳二付書状案) (明治) 七月 吉田知行↓国貞(廉平)君閣下

⑦ (往来諸費・諸金・野菜代上等・中等・下等二付書付) (明治) 五月二一日 長谷川敬↓小瀬新太郎殿御初

※下ヶ札あり。「敬公御社号調書ニ添」と朱書きされた封筒とも。

⑧ (名古屋・函館等ヨリ来申ノ旧藩士へ金拾五円被下其外書付) (明治) 八月七日

※封筒とも。

⑨ (廿一日従五位様横濱御乗船恐悦二付書状) (明治) 一七年八月三〇日 長谷川敬↓吉田知行様

※従五位様は十八代徳川義禮のこと。義禮の英国留学出発に関するもの。

⑩ (北海道移住其外二付書状) (明治) 一七年カ七月一〇日 函館相生町中川庄太↓横網町徳川様御邸 吉田知行殿

※封筒とも。

⑪ (海部昂蔵俄然帰国驚入二付書状案文) (明治)

※徳川義禮の英国留学に関するもの。

⑫ 記 桐油・提灯其外代金請取二付 (明治) 一〇月三一日 伊藤④↓吉田(知行)様

⑬ (徳川家達以下親族一四名書上) (明治)

⑭ 記 上額・切表具代金受取二付 (明治) 二月三二日 安西金治郎④↓上

⑮ 記 銀無双側・目安針車其外代金請取二付 (明治) 五月二四日 金田市兵衛↓徳川様 御役所

⑯ 記 御料理代其外代金受取二付 (明治) 二月一四日 川長④↓上

⑰ (東照宮・義直靈神祭典料改方二付書状) (明治) 七月 長谷川敬↓

番号表題

年月日

作成者(差出)宛所

形態・数量

- 18 記(長マンテルチョコキ・ズボン其外代金領取ニ付) (明治)七月三〇日 森鉄太郎↓吉田(知行)様
- 19 記(九月十二日御料理・御酒・水菓子其外代金請取ニ付) (明治)九月三〇日 山本(印)↓吉田(知行)様・土岐(長久)様
※「芝区桜田本郷町拾三番地 山田信勝」「築地二丁目卅七番地 日下義雄」と記載された付札二点あり。
- 20 記(手帳・書翰代其外代金請取ニ付) (明治)七月一四日 伊藤(印)↓吉田(知行)様
- 21 (鈴木借用御長屋之事其外覚書) (明治)
- 22 (海部云々之義ニ付書状) (明治)一七年一〇月二五日 志水忠平↓成瀬正肥様
※義禮君船中にある旨が記載されている。
- 23 記(のり・蠟代金請取ニ付) (明治)六月三日 ↓吉田(知行)様
※「近小」の押印あり。
- 24 記(西洋袋・半紙・小菊代請取ニ付) (明治) ↓吉田(知行)様
- 25 (尾崎光道其外四名書上) (明治)
- 26 (東照宮・義直靈神・三位公御霊社御祭典料ニ付書付) (明治)
※三位公とは十六代徳川義宜のこと。
- 27 (俊素ハ一家維持之本其外ニ付書状) (明治)
- 28 (神官・真神・伶人外覚) (明治)
- 29 (老番から廿五番まで歌評書上) (明治)
- 30 (御沙汰之趣承知ニ付書状) (明治)二月 野間梁義(カ)↓吉田(知行)様
※封筒とも。
- 31 (其御方御家令へ主人面会被致度ニ付書状) (明治)九月二日 三條家 家扶↓徳川義禮殿御令扶御中
※封筒とも。
- 32 (吉田知行名刺) (明治)
- 33 (例件御相談申度明後廿二日朝八九時頃御入来ニ預り度ニ付書状) (明治)一六年九月二〇日 (松平)定敬↓吉田猿松(知行)殿
※年代は消印より。封緘印「本郷区湯島梅園町三番地」。
- 34 (拙家祖先結城秀康官位ニ付問合) (明治)一七年八月一日 松平慶永↓徳川義礼様 御家令扶中
※年代は消印より。封筒に「東京府下小石川区小石川水道町三十五番地 松平慶永」の印が押されている。

屋五〇九九 (徳川家文書 九)

(明治四年〜同五年)

*御下屋敷内の建物・備品など、諸々の入札・払い下げに関する史料。

- ① (源順様御側御困金ニ付問合) (江戸)丑七月一七日 御小納戸頭取↓(御側懸衆)
※源順様は十代徳川斉朝のこと。
- ② 入札御断書(御道具類御払ニ付) (明治)九月一四日 菱屋 伊右衛門↓内家御局
※包紙とも。
- ③ 入札御断書(御道具類御払ニ付) (明治四年)未九月 成田屋 五助↓内家御局
※包紙とも。

④ 乍恐口上之覚(諸道具御払物入札御断ニ付) (明治四年)未九月 葎屋孫左衛門↓内家御局

※包紙とも。

⑤ (式番御門出之米六石御断書) (明治)八月七日 内家局↓

⑥ (御門出之米三斗六升三合御断書) (明治)八月七日 内家局↓

⑦ 覚(御蔵米貳百七拾石) (明治)八月七日 成田屋御□□↓上

⑧ 覚(御払米入札ニ付) (明治)八月七日 米屋新兵衛↓

⑨ 覚(御蔵米御払願ニ付) (明治四年)未八月七日 丁字屋甚八↓

⑩ 覚(並米御申請ニ付) (明治)八月七日 大屋光次郎⑩↓

⑪ (南城戸出之御断書) (明治)八月七日 内家局↓

⑫ (極御内々貸渡方取計ニ付断簡) (明治四年)未二月二八日

⑬ 御吟味中御蔵出賃銭之定(米出納石ニ付銀五分承リニ付) (明治)二月

⑭ (御腰物懸り 沢田繁次郎其外六名書上) (明治)

⑮ 覚(御蔵米三拾石入札ニ付) (明治)二月一日 米や松兵衛⑩↓内家御役所様

※印文「尾州 名古屋 米屋松兵衛」。

⑯ 覚(前渡り御蔵米五拾石其外入札ニ付) (明治四年)未極月二五日 加藤屋茂吉・米屋治兵衛↓上

⑰ 覚(未年納御蔵米五拾石其外申受度ニ付) (明治四年)未二月一日 万屋文七↓内家局

⑱ 覚(未納御蔵米五拾石其外御払相成候ハ、申請度ニ付) (明治四年)未二月 万屋甚兵衛↓内家局

⑲ 覚(米廿五石申受度ニ付) (明治)二月一日 丸屋文吉↓

⑲ (新米千石申請度ニ付覚) (明治)二月一日 大屋光次郎↓

⑲ (千石引受断簡) (明治) 田原↓

⑲ (千石引受断簡) (明治) 米屋善吉↓

⑲ 覚(御蔵米廿五石買上申度ニ付) (明治)二月一日 米屋久吉↓

⑲ 覚(米廿五石申度ニ付) (明治)二月五日 丸屋文吉↓

⑲ 覚(御蔵米廿五石御買上仕ニ付) (明治)二月一日 米屋久吉↓

⑲ 覚(納米三百石式分金上納ニ而申請ニ付) (明治)二月一日 万屋久兵衛↓上

⑲ 覚(米直段ニ付書状) (明治)二月七日 辰巳吉兵衛↓服部善十郎様

⑲ 覚(御蔵米三百式拾五石代金上納ニ付) (明治)二月二六日 米屋新兵衛↓内家御局

⑲ 覚(米式百石代金上納ニ付) (明治)二月二七日 車力新兵衛↓上

⑲ 入札覚(桐半長持・燭台・薬籠其外) (明治五年)壬申七月二日 鬼頭則重・田沢直廣↓上

⑲ 御下屋敷入札(釣鐘・金物其外) (明治五年)申七月四日 いづみ町岐阜屋新助・いづみ町美濃屋清右衛門↓

⑲ 御下屋敷入札(釣かね・ギボシ金物其外) (明治五年)申七月四日 いづみ町西メ切美濃屋与七⑩↓

※朱書で「一六」と記載されている。

⑲ 御下屋敷御払物入札(志番から四十一番代金) (明治五年) 七小町万屋和助・大曾根坂下丸屋源兵衛↓

※形態は横。朱書で「八」と記載されている。

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

- ③4 御道具仕様覚 (明治五年)七月 小川町 萬屋宗吉・同 中屋栄助・鍋屋町 大坂屋銀兵衛↓御下屋敷 御役所
※形態は横。朱書で「九」と記載されている。
- ③5 御払物入札(鉄棒・半鏡・キホシ其外代金) (明治五年)
※形態は横。朱書で「十」と記載されている。
- ③6 御道具入札(鉄棒・はんしやう・赤かね其外代金) (明治五年)七月四日 半兵衛↓
※形態は横。朱書で「十一」と記載されている。
- ③7 入札之覚(山城屋又兵衛初) (明治五年)
※形態は横。朱書で「十三」と記載されている。
- ③8 (坂上十三ツ屋屋藤助初入札覚) (明治五年)
※形態は横。朱書で「十四」と記載されている。
- ③9 記(金銭書上) (明治五年)
※形態は横。
- ④0 建家初御払入札 (明治五年)壬申七月 徳川邸↓
※形態は横。
- ④1 道具類入札 (明治五年)壬申七月 徳川邸↓
※形態は横。下ヶ札あり。
- ④2 入札(木挽小家老ヶ所代金) (明治五年)申七月朔日 花屋新藏↓
※朱書で「老」と記載されている。
- ④3 建物入札 (明治五年)壬申七月二日 鬼頭則重↓
※朱書で「四」と記載されている。
- ④4 御下屋敷御払物入札(御茶屋老棟・両便所老ヶ所其外) (明治五年) 七小町 万屋和助・大曾根坂下 丸屋源兵衛↓
※形態は横。朱書で「八」と記載されている。
- ④5 御建物仕様(御茶屋・両便所・元御役所其外) (明治五年) 大工肝煎 勝治^印↓
※形態は横。朱書で「九」と記載されている。
- ④6 御建家人札(諸色附御茶御殿・両べん所・瓦物其外) (明治五年)七月四日 半兵衛↓
※形態は横。朱書で「十二」と記載されている。
- ④7 入札(御茶屋御殿御建具畳共其外) (明治五年)七月 東魚町 いせや清七外三人↓
※朱書で「十二」と記載されている。
- ④8 (元中間衆御役所其外建物入札覚) (明治五年)七月三日 長者町 山城屋 久兵衛外三人↓御下屋敷 御役所
※形態は横。朱書で「十三」と記載されている。
- ④9 御建物入札(建具畳付御腰懸・雪隠・矢来丸太其外) (明治五年)申七月 坂上町 三ツ屋屋与助其外二人↓
※朱書で「十四」と記載されている。
- ⑤0 御払物入札(御茶屋御殿・元御役所・木挽小屋其外) (明治五年)七月 鍋屋町 大坂屋宗助↓御下屋敷所
※朱書で「十五」と記載されている。
- ⑤1 入札(元役所代其外書上) (明治五年) 丸山村 利吉↓

- 52 おほへ(九ばん・十ばん・十一ばん代金書上) (明治) 七小町八蔵↓上
- 53 御払物入札(橋丸太其外御払被下度ニ付) (明治) 遠山惣三郎↓
- 54 覚(四拾両式朱) (明治)八月 清助↓
※朱書で「十八」と記載されている。
- 55 入札(御茶屋曲輪其外) (明治五年)壬申七月 吉根村 利助^印↓
※形態は横。朱書で「十九」と記載されている。
- 56 覚(壹ばんから拾七番代金書上) (明治) (袖駒右衛門)↓
※形態は横。朱書で「二十」と記載されている。
- 57 覚(代拾匁書上) (明治)二月一日 清蔵↓大曾根御屋敷様
- 58 覚(なわ代受取ニ付) (明治)一月五日 みのや藤助↓上
- 59 入札(拾三はん九拾三匁分其外) (明治五年)八月 八木秋豊↓
※朱書で「五」と記載されている。
- 60 雑木入札書 (明治五年)八月二日 鈴木忠右衛門↓
※朱書で「六」と記載されている。
- 61 入札覚 (明治五年)七月 かや、町木挽新助↓御下屋敷 御役所
※朱書で「一 落なし」と記載されている。
- 62 覚(入札ニ付) (明治五年)八月 鬼頭↓
※朱書で「七」と記載されている。
- 63 (三ばん十七ばん落札) (明治)
- 64 入札覚 (明治五年)申八月二日 田澤直廣↓
※朱書で「八 落なし」と記載されている。
- 65 入札 (明治五年)八月 萱屋町 枇杷屋喜助↓御下屋敷 御役所
※朱書で「九」と記載されている。
- 66 入札 (明治五年)八月 萱屋町 枇杷屋喜助↓御下屋敷 御役所
※朱書で「十」と記載されている。
- 67 入札 (明治五年)八月 萱屋丁 萬屋 善助↓御下屋敷 御役所
※朱書で「十一」と記載されている。
- 68 入札(御茶屋曲輪一円其外) (明治五年)壬申七月 清蔵↓御下屋敷様
※形態は横。朱書で「十二」と記載されている。
- 69 入札(安五郎落札分) (明治五年)壬申七月 徳川邸↓
※形態は横。朱書で「十三」と記載されている。
- 70 覚(三番分七番迄代金) (明治) ねぎ丁 戸田通 丸屋林平↓
※朱書で「十五」と記載されている。
- 71 入札覚(老番ヨリ拾七番迄引請ニ付) (明治五年)八月 萱屋町 木挽嘉吉↓御下屋敷 御役所
※朱書で「十四」と記載されている。

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

- ⑦② 入札覚(老番印ヨリ拾七番迄御請ニ付) (明治五年)八月 萱屋町 箒屋新七[㊦]↓御下屋敷 御役所
※朱書で「十六」と記載されている。
- ⑦③ 入札覚(三番ヨリ拾七番迄御請ニ付) (明治五年)八月 萱屋町 箒屋新七[㊦]↓御下屋敷 御役所
※朱書で「十六」と記載されている。
- ⑦④ 入札(老番から七十九番) (明治五年)申二月 門前町 みのや喜兵衛↓
※形態は横。朱書で「二」と記載されている。
- ⑦⑤ 入札(老番から七十九番まで申請ニ付) (明治五年)申二月 東方町 白木屋 新兵衛[㊦]・同 芳三郎[㊦]↓
※形態は横。朱書で「三」と記載されている。
- ⑦⑥ 入札(老番から七十九番まで申請ニ付) (明治五年)申二月 東方町 佐野屋 治郎左衛門[㊦]・吉嶋屋 要助[㊦]↓
※形態は横。
- ⑦⑦ 御入札書(老番から七十九番まで) (明治五年)二月 東方町 吉田屋 喜七[㊦]・同所 福德屋 勘助[㊦]・伏見町 六丁目 伊倉町 吉田屋 和七[㊦]↓
※形態は横。
- ⑦⑧ 入札(老番から七十九番まで申請ニ付) (明治五年)二月 西萬町 肴屋 平兵衛[㊦]・同 中屋 重兵衛[㊦]↓
※形態は横。朱書で「六」と記載されている。
- ⑦⑨ 書附之覚(る九番から十一番まで申請ニ付) (明治五年)申二月 二八日 かち伝五郎[㊦]↓御内家 御局
※朱書で「十一」と記載されている。
- ⑧① 入札覚(鉄ぼう・半鐘・ぎぼし其外申請ニ付) (明治五年) 東方町 高桂・住谷丁 喜助・同 銚徳↓上
※形態は横。朱書で「七」と記載されている。
- ① (両家江預置候負債調達金ニ付達) (明治)二月 白井武啓↓関戸二郎殿・伊藤次郎左衛門殿 (明治四年〜大正六年)
- ② (負債之儀ニ付四分金引渡其外ニ付断簡) (明治四年〜六年) ※津島新聞試起についても記載されている。
- ③ (包紙) (明治) 桜井市兵衛↓辰巳重房様
- ④ (入札) (明治) 一月二六日 清蔵↓辰巳重房様
- ⑤ 御達堀(津島新聞試起之儀ニ付案) (明治四年〜六年) 二月 永田益衛↓井関(盛良)権令殿
- ⑥ 関戸・伊藤より之演説書振(調達金ニ付案文) (明治) 二月 関戸二郎・伊藤次郎左衛門↓
- ⑦ (艀船乗組商法筋ニ付願書) (明治五年) 一月 山田卯吉・中邨彌太造↓
- ⑧ (航海中雑用銀之儀ニ付願書) (明治五年) 壬申一〇月 山田卯吉・中邨弥太造↓
- ⑨ (城郭内士族邸地ニ付達案) 明治六年 二月一四日 大蔵大輔 井上馨↓
※「愛知県」野紙使用。
- ⑩ (各府県管下当省所轄之城郭中人民住居地ニ付達案) 明治六年 二月一四日 大蔵大輔 井上馨↓各県
※「愛知県」野紙使用。

- ① 乍恐御請書旁奉願上候御事(佐屋川通御普請目論見ニ付) (明治九年)子十一月 町方新田定助其外八名↓
 ⑫ 御達書之事(松岡利平江御取遣人之利米ニ付) (明治四年)未二月 土器野新田天野佐兵衛[㊦]↓内家方御局
 ※下ケ札あり。
- ⑬ 覚(金札五百両当分拝借ニ付) (明治四年)辛未六月 山田卯吉[㊦]・中邨彌太造[㊦]↓
 ※下ケ札あり。
- ⑭ (元南御比丘尼附同心居小屋其外建坪・代金書上) (明治)
- ⑮ (御比丘尼附同心居小屋絵図) (明治)
 ※野田善治と河野周六の名が記載されている。
- ⑯ (北御比丘尼門番所并用事取扱役初詰席絵図) (明治)
 ⑰ (私居小屋拝借仕度ニ付願書) (明治)二月 河野忠勝↓
 ⑱ 覚(式両老分三朱ト式匁七分) (明治)七月二〇日 ひよ清蔵↓御下屋敷様
 ※「老」と記載されている。
- ⑲ 覚(御中屋敷内石引纏賃四両ニ付) (明治)九月 車力徳蔵↓
 ※「式」と記載されている。
- ⑳ 覚(四両三步で石入札ニ付) (明治)九月一七日 新助↓成瀬様 御中屋敷
 ※「三」と記載されている。
- ㉑ (御下屋敷御払竹本数書上) (明治)
 ㉒ 契約書(道徳産米百七拾四俵売買ニ付) 大正四年一〇月四日 徳川家売渡人 廣瀬金作[㊦]↓買受人 蛭川仁之助[㊦]
 ㉓ 契約書(末廣産米式百七拾參俵売買ニ付) 大正四年九月二九日 徳川家売渡人 桜井記信[㊦]↓買受人 蛭川仁之助[㊦]
 ㉔ 契約書(大曾根産米四拾九俵売買ニ付) 大正四年九月二九日 徳川家売渡人 廣瀬金作[㊦]↓買受人 蛭川仁之助[㊦]
 ㉕ 契約書(大曾根産米四拾九俵売買ニ付) 大正四年九月二九日 徳川家売渡人 廣瀬金作[㊦]↓買受人 堀田増治郎[㊦]
 ㉖ 金額(十三年から十五年三ヶ年米石高書上)
 ※「徳川」罫紙使用。
- ㉗ (水野石見様其外四名金銭書上)
 ※裏に貼紙あり。
- ㉘ (調言之水鳥一 副野間江貸旨覚) (明治) 佐々鉄三郎政直↓
 ※裏に付札あり。
- ㉙ (ケラ判御茶碗・利休其外覚) (明治)
- ㉚ (漢詩覚) (明治)
- ㉛ (鉄銭新貨換金覚) (明治)
- ㉜ 証(成功記老部十八冊貸渡ニ付) (明治)五年 壬申一〇月八日 辰巳重房↓市野靖殿
 ※福田権少属の伝えを以て浦義質から岐阜権令へ貸し渡しの筈とあり、戻り次第返納する旨記載されている。「成功記」は藩祖徳川義直の編纂物で、「三河記」ともいう。徳川家康の軍事・政治的事蹟をまとめたもの。
- ㉝ (海西郡稻荷新田地佃金・地租金・内訳書上) (明治)

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

- ③4 対照(稲荷・飛鳥両新田反別・地価・不毛其外対照表) (明治)
 ※「徳川」罫紙使用。
- ③5 道徳前新田北二重堤立木調 大正六年三月一日
 ※「徳川」罫紙使用。
- ③6 松伐採届 大正六年九月一日 佐野間七[㊦]→徳川家地所部長 桜井記信殿
 ※「徳川」罫紙使用。
- ③7 (昨十一年分大符村元廣恵新田納米差引勘定二付書付)
 ※後欠。大符村は知多郡大府村のこと。
- ③8 乙亥年上畠廣井納米之内藤助辰蔵へ御払 (明治)一〇年八月七日 (辰巳)重房→
- ③9 (稻荷新田落札二付書付) (明治)巳五月七日 稻荷新田惣代 伊藤伊吉[㊦]・伊藤仙助代理 伊藤伊左衛門[㊦]→内家様
- ④0 記(稻荷新田落札二付) (明治) 稻荷新田 村方→
- ④1 (飛鳥新田落札書付) (明治)巳五月七日 飛鳥新田 深谷藤助→内家様
- ④2 稻荷山入札 (明治)五月七日 竹川代蔵→上様
- ④3 (落札書上) (明治) 治三郎→徳川御殿
- ④4 (地代価御改正二付書付) (明治)五月二〇日 戸長 岡田伸助→徳川慶勝殿
- ④5 (南下原村地所附替之義二付書状案) (明治)六月二日 飯田重蔵殿→
- ④6 記(廣井村北志摩北用水路堀替苦情二付諸入費書付) (明治)一一年一月三十一日 辰巳重房・代理 辰巳守[㊦]→
- ④7 御払魚上納御事 明治八年亥一月四日 道徳前新田 御川守→徳川御邸
- ④8 (新田控米之義二付書状) 明治一一年九月二日 飛鳥新田 青山俊雄→橋本善述殿
- ④9 覚(代金書上) (明治)三月二〇日 御小納戸御役所→金三郎
- ⑤0 記(稻荷地券証・飛鳥新田竹之郷地券証御預り二付) 明治二二年五月二七日 飛鳥新田 青木治三郎[㊦]→徳川御殿
- ⑤1 記(飛鳥新田米御払願) (明治)二二年八月六日 払受人 福岡作治[㊦]・鐵谷正吉[㊦]・証人 原兵一郎[㊦]→徳川御邸 御家臣御中
- ⑤2 記(飛鳥新田納米蔵出シ取計二付) (明治)一三年八月三日 証人 森鉦太郎[㊦]・清水久蔵[㊦]→徳川御邸 御家臣御中
- ⑤3 飛鳥新田竹之郷蒲田徳川扣(鹿絵図) (明治)
- ⑤4 明治九年改組米納金年賦延納之義二付願 明治一二年七月三〇日 尾張国海西郡稻荷新田 地主惣代 天野佐兵衛・代理 青木治三郎→愛知県令 安場保和殿
- ⑤5 (電報) (明治)六年六月一八日 嶋多助→平野屋力蔵
- ⑤6 (電報) (明治)六年六月一五日 東京 米与→塩丁 平方ニテ齋角
- ⑤7 (名古屋表引払二付従一位様より拝領物二付目録之通献上仕度旨願) (明治)一月二〇日 辰巳重房→井上喬殿・内藤能弘殿

※従一位様は十四代・十七代徳川慶勝のこと。